

保存版

キモツケ くらし ウツテツケ

# Shimotsuke

[2024市民生活ガイドブック]



東の飛鳥

Higashi no Asuka



多言語対応

Delivering multi languages





この「市民生活ガイドブック」は、市の事業、業務内容や手続きなど、市民の皆さまの役に立つ情報のほか、公共的な団体や医療機関の情報などをまとめてあります。保存版としてお手元に置き、ご活用ください。

## 自治会に加入しましょう

市民協働推進課 ☎(32)8887

### 自治会とは？

地域に住む人たちの親睦と結びつきを深め、住みよい地域を築いていくことを目指す自治組織です。市内には145の自治会があり、地域の特性に応じたイベントの開催や環境美化等のさまざまな活動をしています。

### 地域のつながりを深めましょう！

「引っ越して来たばかりで周りのことが分からない」、「親せきがいなくて不安」などというとき、頼れる存在がご近所さんです。

近年頻発している自然災害など、いざというときは、日頃のご近所づきあいがなによりも大切です。地域活動や行事に参加して、みんなの心が通う地域をつくりましょう！

### 自治会に加入するには？

お住まいの地区の自治会長へご連絡ください。ご近所でお尋ねになっても自治会長が分からない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。

## 広報しもつけを受け取るには

総合政策課 ☎(32)8886

広報紙は、自治会や集合住宅の管理人さん経由で配布しています。また、市役所などの公共施設、駅、郵便局、スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストアにも設置しています。

広報紙の郵送をご希望の方は、郵送依頼書を提出し、郵送代(1か月215円×希望月数分の切手)をご負担ください。

高齢者のみの世帯や障がいなどにより受け取りに行けない方は、郵送代が免除されます。

郵送依頼書は、ホームページからダウンロードできます。ご希望の方には郵送依頼書を送付しますのでお問い合わせください。



## 下野インフォメーション

総合政策課 ☎(32)8886

メール配信サービス「下野インフォメーション」は、利用登録された方のスマートフォンやパソコンに、市に関する情報等をメールやLINEで配信するものです。登録料は無料(通信料は利用者負担)です。ぜひ、ご利用ください。

### ■登録方法

スマートフォンの場合、二次元コードを読み取り、「登録方法」から手続きをしてください。

パソコンの場合、市ホームページで「下野インフォメーション」または「2707」で検索し、「メール配信サービス 下野インフォメーション」のページから、「登録方法」に従って手続きしてください。



## 集合住宅への広報紙の配布

総合政策課 ☎(32)8886

市内のアパート・マンション等の入居者で、自治会に加入していない方には、広報紙が行き届いていないことがあります。

アパート・マンションを管理している方で、入居者への配布にご協力いただける方には、郵送で広報紙をお届けしています。

### ■申込方法

集合住宅広報紙提供サービス申込書を提出

### ■広報紙の送付開始

申込書を提出した月の翌月

## とちぎテレビデータ放送

総合政策課 ☎(32)8886

地上デジタル放送対応テレビでチャンネルを「とちぎテレビ」にあわせ、リモコンの「d」ボタンを押してください。あとは見たい情報にリモコンの矢印で移動して「決定」ボタンを押すだけで、市の情報をご覧いただけます。

## FM ゆうがお(87.9MHz)

スタジオ 下野市祇園1-17 ☎(37)8790

市のコミュニティFM放送局「FMゆうがお」では、市の身近な情報を24時間、毎日放送しています。災害発生時は、市内の災害情報を優先的に発信します。

月曜日から金曜日の正午からは、市の情報番組「しもつけピタッとラジオ」を放送しています。市からの大切なお知らせやイベント情報、身近な話題など、様々な情報をタイムリーにお届けします。

## 下野市公式X(旧Twitter)

総合政策課 ☎(32)8886

ホームページの新着情報や、災害発生時の避難場所などの情報配信を行うため、公式Xアカウントを運用しています。ぜひ、フォローしていただき、下野市の最新情報をご覧ください。

### ■利用方法

二次元コードを読み込むか、[https://twitter.com/city\\_shimotsuke](https://twitter.com/city_shimotsuke) にアクセスし、「フォローする」を選択してください。

### ■下野市公式アカウント

@city\_shimotsuke



## 広報紙の多言語配信

総合政策課 ☎(32)8886

「広報しもつけ」や行政カレンダーなどをデジタル化し、スマートフォンやタブレット端末に配信する「カタログポケット(カタポケ)」を導入しています。

### ■特徴

- ブラウザ、スマートフォン、タブレットで快適にいつでも閲覧可能
- ユニバーサルデザインのコンセプトをもとに、高い視認性と可読性を実現し、音声による読み上げもサポート
- 多言語自動翻訳機能(英語・韓国語・タイ語・スペイン語・中国語簡体字・中国語繁体字・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語)に対応

### ■利用方法

スマートフォンなどで二次元コードを読み込んで、無料アプリ「カタポケ」をダウンロードしてください。

※アプリは無料ですが、アプリのダウンロードや情報の受信などにかかる通信料は利用者の負担になります。

### アプリダウンロード



iOS



Android



ブラウザ版

## 窓口手続きのデジタル化

総合政策課 ☎(32)8886

市民対応の質を向上させるため、窓口手続きのデジタル化を進めています。便利なサービスをぜひご活用ください。

### しもつけオンラインサービス

市への申請や届出を、スマートフォンやパソコンから時間や場所を問わずに行えるサービスです。対象手続きは専用ページにてご確認ください。



### かんたん窓口

市民課窓口においてタブレットでマイナンバーカード等を読み込むことで、申請書を手書きする手間を軽減することができます。また、タブレットに表示される質問にお答えいただくと、回答内容に応じた手続きやサービスを一覧にしてご案内します。

## 市政への提案

総合政策課 ☎(32)8886

市民の皆さまからのご意見を市政に反映させることを目的として「市政への提案書」を受け付けています。

### ■提案方法

提案箱を市役所1階しもつけ情報コーナーに設置しています。郵送、FAX、メールまたはしもつけオンラインサービスでも受け付けています。

### ■提案書の取り扱い

お寄せいただいたご意見はすべて総合政策課でお預かりし、市長に報告します。

- 氏名やメールアドレス等は回答を送信する場合のみに使用し、他の目的に使用することは一切ありません。
- いただいたご意見は、個人の特定につながる部分の修正や要約などを行い、公開させていただくことがあります。
- ご意見が多岐に渡る場合など、回答までにお時間をいただくことがあります。

## AEDの設置

健康増進課 ☎(32)8905

AED(自動体外式除細動器)とは、心室細動が起こった際、心臓に電気ショックを与え、心臓の動きを正常に戻す医療機器です。

### ■設置場所

- 市役所
- 公民館、コミュニティセンター
- 図書館
- 学校、スクールバス、保育園
- 児童館、学童保育室
- 南河内体育センター、石橋体育センター、南河内東体育館、国分寺B&G海洋センター、国分寺聖武館、国分寺武道館、石橋武道館、大松山運動公園陸上競技場管理棟、旧国分寺西小学校体育館
- 市民活動センター
- 下野薬師寺歴史館、しもつけ風土記の丘資料館
- 学校教育サポートセンター
- 学習支援室ドリーム
- きらら館、ふれあい館、ゆうゆう館
- 地域活動支援センターゆうがお
- JR市内3駅の駐輪場
- グリムの館
- 石橋農村環境改善センター、ゆうがおパーク
- オアシススポーツ館
- 古民家カフェ「夜明け前」
- 蔓巻公園、三王山ふれあい公園
- デマンドタクシー、市有バス
- 市内のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン)

## AEDの貸出

スポーツ振興課 ☎(32)8920

市内で開催される各種イベントでの救急救命活動に備えるため、イベント主催団体にAEDを無料で貸出しています。申請や貸出方法については、スポーツ振興課にお問い合わせください。



# 目次

自治会に加入しましょう	1
広報しもつけを受け取るには	
下野インフォメーション	
集合住宅への広報紙の配布	
とちぎテレビデータ放送	
FMゆうがお(87.9Mhz)	
下野市公式X(旧Twitter)	
広報紙の多言語配信	2
窓口手続きのデジタル化	
市政への提案	
AEDの設置	
AEDの貸出	

## 窓口業務・届出・証明

延長窓口	4
休日の戸籍届出	
コンビニ交付	
住所の異動のときは	
転入するとき	5
転出するとき	6
戸籍に関する届出	7
印鑑登録	
マイナンバーカード	
公的個人認証サービス(電子証明書)	
戸籍・住民票関係証明書の発行	8
税務諸証明書の発行	
旅券(パスポート)	
市税の種類	9
市税等の納付月	
便利な納付方法	

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

国民健康保険	10
国民健康保険の主な給付	
国民健康保険税	
後期高齢者医療制度	11
後期高齢者医療制度の主な給付	
後期高齢者医療保険料	
国民年金	12

## 健康・福祉・医療

健康診査・がん検診	13
がん患者のウィッグと乳房補整具の購入費助成	
介護保険	
高齢者福祉	
予防接種事業	14
妊娠サポート事業	
医療費助成・医療給付	
地域包括支援センター	
保健福祉センター等	
障がい者手帳	15
自立支援医療	
障がい者への福祉手当等	
日常生活支援	16
障がい児者相談支援センター	18
民生委員・児童委員	
地域医療体制	
在宅当番医(一次救急医療機関)	
生活保護	
生活困窮者自立支援事業	
市民生活ガイドブック2024	

## 子育て・教育

こども家庭センター「ふわり」	19
妊娠届(母子健康手帳・妊産婦健康診査・新生児聴覚検査)	
育児・母乳・栄養相談	
乳幼児健康診査等	
産後ケア	
こんにちは赤ちゃん訪問	
電話相談・家庭訪問・面接	
フレッシュママ・パパ教室(両親学級)	
妊産婦医療費助成	
こども医療費助成	
育児ママ・パパリフレッシュ利用券	
出産・子育て応援事業(伴走型相談支援・経済的支援)	
保育所・認定こども園・幼稚園	20
学童保育	
食物アレルギー疾患生活管理指導表の作成に係る助成制度	21
保育士等就業奨励金交付制度	
ファミリー・サポート・センター	
子育て支援センター	
ストップ!児童虐待	
児童館	
安心子育てハンドブック	
小・中・義務教育学校	22
奨学金貸付	
就学援助制度	
英語検定料助成金の交付	

## 生活環境

ゼロカーボン推進補助金	23
デマンド交通(おでかけ号)	
防災ラジオ販売中	
水道の手続きと料金	24
下水道使用料	
浄化槽設置費補助金	
ごみの収集	25
飼い犬	
斎場	26
市営墓地	
農業	
農地	27
住宅	
開発行為	

## 市議会・選挙

議会の傍聴	28
請願・陳情を出すには	
議会だより	
今後の選挙予定	
投票所一覧	

## 生活ガイド

市民相談一覧表	29
市役所グループ編成・事務分担表	30
市内のお医者さん(小山地区医師会)	32
市内の歯医者さん(小山歯科医師会)	33
夜間・休日の急な病気(軽症)やケガのとき	
病院・歯科医院マップ	34
便利な電話帳	

# 窓口業務・届出・証明

## 延長窓口

市役所では、一部の部署で、毎週火曜日に午後7時まで業務の一部を延長して行っています。詳しくは、お問い合わせください。

### ■窓口を延長している部署

- ・市民課 ☎(32)8896
- ・社会福祉課 ☎(32)8900
- ・高齢福祉課 ☎(32)8904
- ・子育て応援課 ☎(32)8903
- ・こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921
- ・税務課 ☎(32)8893
- ・会計課 ☎(32)8913

## 休日の戸籍届出

市民課 ☎(32)8897

### ■取扱時間

休日(土日、祝日、年末年始)  
午前8時30分～午後5時

### ■取扱窓口 市役所

### ■取扱業務

出生届・婚姻届・死亡届等の受領、埋火葬許可証の交付

※夜間は石橋消防署で受領(死亡届を除く)します。

## コンビニ交付

市民課 ☎(32)8896

税務課 ☎(32)8893

マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアで各種証明書が取得できます。ご利用には、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードと数字4桁の暗証番号が必要です。

### ■取得できる証明書

住民票の写し(本人及び同一世帯の方)、印鑑登録証明書、所得証明書、住民税決定証明書、戸籍証明書(戸籍謄本・抄本、附票の写し)

※所得証明書、住民税決定証明書、戸籍証明書はマイナンバーカードでのみ取得できます。

### ■手数料

1通200円～350円(窓口交付より1通あたり100円安くなります)

### ■利用可能時間

午前6時30分～午後11時  
(メンテナンス日を除く)



## 住所の異動のときは

市民課 ☎(32)8896

住所を移すときには、住民異動届を提出してください。窓口で手続きする方の本人確認を行っています。官公署発行の身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。同じ世帯以外の方が届出をするときには委任状が必要です。

届出事項	必要なもの	注意事項
転入届	【市外⇒下野市】 転出証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード 【国外から転入された方】 パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票、入国した日がわかるもの(航空チケット等)	転入された日から14日以内に届出をしてください。国民健康保険に加入する方は申し出てください。なお、新住所に居住を開始する前の受付はできません。
転出届	【下野市⇒市外】 国民健康保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード、印鑑登録証	転出証明書を発行しますので、転出先に移ってから14日以内に転入届を済ませてください。転出先の住所、世帯主を確認してから届出をしてください。
転居届	【下野市⇒下野市】 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード	転居した日から14日以内に届出をしてください。世帯の状況に変更があった場合は、世帯主変更届や世帯合併・世帯分離等の届出をしてください。なお、新住所に居住を開始する前の受付はできません。

## 転入するとき

市民課 ☎(32)8896

下野市に転入した日(住み始めた日)から14日以内に届出をしてください。手続きには転出証明書(特例転出の方はマイナンバーカード)、本人確認書類(運転免許証など)、その他手続きに必要なものをお持ちください。

担当課名	該当事項	下野市での手続き
市民課 ☎(32)8896	国民健康保険・国民年金に加入する方	会社を辞めて転入してきた場合、資格喪失証明書と年金手帳(もしくは基礎年金番号通知書)が必要です。
	後期高齢者医療制度に該当する方 介護保険に該当する方	後期高齢者医療の被保険者証を発行します(後日郵送)。 介護保険被保険者証を発行します。
	マイナンバーカードをお持ちの方	世帯全員分のマイナンバーカードを持って、住所の変更届出及びカード継続利用の手続きをしてください(カードに設定されている暗証番号が必要です)。
社会福祉課 ☎(32)8902	年度末の時点で18歳以下のお子さまがいる方	子ども医療受給資格者証を発行します。該当するお子さまの健康保険証、保護者の通帳が必要です。
	妊娠中の方、ひとり親家庭の方	妊産婦医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の制度があります。
社会福祉課 ☎(32)8900	特別障がい者手当・障がい児福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方	住所の変更届出をしてください。
	特定医療費(指定難病)・一般特定疾患医療・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	受給者証と通帳で難病患者等福祉手当の申請ができます。
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方	手帳・受給者証を持って、住所の変更届出をしてください。県外から転入した方で、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、新規交付になりますので、写真(縦4cm×横3cm、上半身無帽)1枚をお持ちください。
	身体障がい者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方	重度心身障がい者医療費受給資格者証を発行します。手帳、健康保険証、本人名義の通帳をお持ちください。
高齢福祉課 ☎(32)8904	介護保険の認定を受けている方(介護サービスを利用中の方)	前住所地から転出された日から14日以内に要介護認定の申請をしてください。
子育て応援課 ☎(32)8903	児童手当を受給している方(中学3年生までのお子さまがいる方)	請求者名義の通帳、健康保険証、父母のマイナンバーがわかるものが必要です。
	児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書、健康保険証、保護者と子のマイナンバーがわかるもの、保護者名義の通帳が必要です。
	遺児手当を受給している方 ひとり親家庭の方	非課税証明書、戸籍謄本、母子・父子のマイナンバーがわかるもの、保護者名義の通帳が必要です。 児童扶養手当、遺児手当の制度があります。
	保育園・認定子ども園・幼稚園(市内外問わず)に在園または入園申し込み中の方	再度、入園申し込みが必要となります。また、保育料が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。
こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921	妊娠中の方、乳幼児や小学生のお子さまがいる方	母子健康手帳(妊娠中の方は妊産婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票等)を持って、手続きをしてください。
健康増進課 ☎(32)8905	特定健診・ヤング健診・各種がん検診の受診を希望する方	転入手続き後、受診券発行の手続きをしてください。
	就学前のお子さまがいる方(市内転居を除く)	転入前の状況により、お子さまの予防接種についてご案内します。母子手帳をお持ちください。
税務課 ☎(32)8892	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用等)をお持ちの方	廃車の手続きが済んでいる場合、廃車証明書を持って、ナンバー変更の手続きをしてください。廃車の手続きが済んでいない場合、前住所地のナンバー・標識交付証明書をお持ちのうえ、ナンバー変更の手続きをしてください。
	普通自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	関東運輸局栃木運輸支局で、住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
	軽自動車(四輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会栃木事務所で、住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
環境課 ☎(32)8898	犬を飼っている方	環境課で犬の登録手続きをしてください。旧住所の犬の登録鑑札や狂犬病予防注射済票がある方はお持ちください。
学校教育課 ☎(32)8918	小・中・義務教育学校に在学している方	各学校への転入学通知書を発行します。

## 転出するとき

市民課 ☎(32)8896

転出予定日の30日前から転出届出をすることができます。転出証明書を発行しますので、新しい住所地に住み始めた日から14日以内に転入の手続きをしてください。

担当課名	該当事項	下野市での手続き
市民課 ☎(32)8896	印鑑登録をしている方	印鑑登録証をお返しください。
	国民健康保険に加入している方	国民健康保険被保険者証をお返しください。転出先が特例対象施設(病院、福祉施設、介護施設等)の場合や、大学進学等のために転出する場合は、手続きが必要となるためお申し出ください。
	後期高齢者医療制度に該当する方	後期高齢者医療被保険者証をお返しください。県外へ転出する方は、負担区分証明書の交付を受けてください。
	介護保険被保険者証の交付を受けている方	介護保険被保険者証をお返しください。
社会福祉課 ☎(32)8902	各種医療費受給資格者証(こども・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者)をお持ちの方	医療費受給者証をお返しください。また、下野市に住民票がある間の医療費助成申請をすみやかに行ってください。申請済の医療費が振り込まれるまで口座を解約しないでください。
社会福祉課 ☎(32)8900	特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方	転出先の市町村福祉課で手続きをしてください。
	難病患者等福祉手当を受給している方	資格喪失届を提出してください。手当の振込まで口座を解約しないでください。
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方	転出先の市町村福祉課に、手帳・受給者証を持って変更届を出してください。療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの県外に転出する方は、転出先で新規交付になりますので、写真(縦4cm×横3cm、上半身無帽)と印鑑を持って手続きをしてください。
高齢福祉課 ☎(32)8904	介護保険の認定を受けている方	転出された日から14日以内に転出先で手続きをしてください。
	介護保険の認定申請中の方	転出する旨をご連絡ください。
子育て応援課 ☎(32)8903	児童手当を受給している方	転出予定月までは下野市から支給されます。手当の振込まで口座を解約しないでください。転出先で、転出予定日の翌日から15日以内に新規申請をしてください。
	児童扶養手当・遺児手当を受給している方	転出届等を提出してください。
	保育園・認定こども園・幼稚園に在園または入園申し込み中の方	下野市民としては一度退園になりますので退園届を提出し、転出先市町村で市外の方として再度入園申し込みをしてください。
こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921	妊娠中の方・乳幼児がいる方	転出先で、母子健康手帳や妊産婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票などを提出してください。妊婦健診受診票などの交換やお子さまの健診などの案内があります。
健康増進課 ☎(32)8905	定期予防接種において未接種の予防接種がある方	転出先の市町村で、未接種の予防接種についてご相談ください。転出手続き後、下野市の予診票は使用できません。
環境課 ☎(32)8898	犬を飼っている方	転出先で、下野市の犬の登録鑑札や狂犬病予防注射済票を提出してください。
	市営墓地をお持ちの方	転出先の住民票(本籍・世帯主記載)、市営墓地使用許可証を持って、環境課で手続きをしてください。
企業経営課 ☎(32)8911	上・下水道を使用している方	転出する旨をご連絡ください。
学校教育課 ☎(32)8918	小・中・義務教育学校に在学している方	在学している学校で在学証明書と教科用図書給与証明書の交付を受け、転出先の学校へ提出してください。引き続き市内の学校へ在学を希望する場合は、学校教育課にご相談ください。
税務課 ☎(32)8892	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用等)をお持ちの方	転出先でそのまま使用する場合、新住所の市町村で標識変更の手続きをしてください。廃車する場合は、税務課で廃車手続きをしてください。
	普通自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	新住所地管轄の運輸支局で住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
	軽自動車(四輪)をお持ちの方	新住所地管轄の軽自動車検査協会で住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
	税金の納付方法について	税務課でご確認ください。

## 戸籍に関する届出

市民課 ☎(32)8897

戸籍は日本国民の親族的な身分関係を登録し公証する公文書です。定められた期限内に届け出てください。

届書の種類	必要なもの	注意事項
出生届 (子どもが生まれたとき)	出生証明書	生まれた日から14日以内に届出をしてください。命名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲に限られています。
婚姻届 (結婚するとき)	顔写真のついた官公署発行の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	結婚する2人と証人(成人2人)の署名が必要です。住所の変更があった方は、住所の異動もしてください。
転籍届 (本籍を移すとき)	—	筆頭者と配偶者の自筆の署名が必要です。ただし、夫婦の一方が死亡などにより除籍されているときは、筆頭者(配偶者)のみの届出となります。
死亡届 (お亡くなりするとき)	死亡診断書	死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
離婚届 (離婚するとき)	顔写真のついた官公署発行の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	調停離婚等では、確定・成立の日から10日以内に申立人が届け出なければなりません。協議離婚の場合は、夫婦の署名と証人(成人2人)の署名が必要です。夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。住所の変更があった方は、住所の異動もしてください。

## 印鑑登録

市民課 ☎(32)8896

市に住民登録をしている方は1人につき1個、印鑑を登録できます(ただし、年齢が15歳未満の方や意思能力を有しない方を除きます)。

■登録手数料 300円

### ■登録できる印鑑

住民基本台帳に記録されている氏名(氏もしくは名、または氏名の一部を組み合わせたもの)をあらわした、印影が鮮明で変形しない印鑑(一辺の長さが8mm以上25mm以下のもの)

### 必要なもの

#### ■本人が申請する場合

登録する印鑑、顔写真のついた官公署発行の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等)

※本人確認書類がない場合は、郵便や保証人による本人確認で登録ができます。

#### ■代理人が申請する場合(即日登録不可)

登録する印鑑、代理人選任届、代理人の印鑑及び顔写真のついた官公署発行の本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード等)

※郵送による照会を行った後、登録になります。

## マイナンバーカード

市民課 ☎(32)8896

マイナンバーカードは、本人確認情報が記載された顔写真付きのICカードで、公的な身分証明書としてご活用いただけます。申請は必要書類を指定の封筒で郵送するか、オンラインで手続きください。受け取りの案内が届きましたら、申請者ご本人が受取案内と本人確認書類等をお持ちになり、市役所へお越しください。

平日に来庁できない方は、偶数月第2日曜日(午前のみ)に交付を行いますので、希望日の5日前(土日・祝日は除く)までに電話で予約してください。

住所異動や戸籍の届出(市に住所がある方で、氏名・住所が変わる場合)の際には記載事項を変更しますので、マイナンバーカードをお持ちください。

## 公的個人認証サービス(電子証明書)

市民課 ☎(32)8896

公的個人認証サービスは、国や地方公共団体に対し電子申請・届出を行う際に、申請者のなりすましや申請内容の改ざん等を防ぐためのセキュリティ確保の手段(電子署名)と電子証明書を提供するサービスです。

■必要なもの マイナンバーカード、官公署発行の本人確認の書類(運転免許証・保険証等)

■手数料 200円

## 戸籍・住民票関係証明書の発行

市民課 ☎(32)8896

証明書の主な名称	手数料	必要なものおよび注意事項
住民票の写し (個人・世帯全員)	300円	窓口にお越しになる方の本人確認書類 代理人が来庁する場合は上記書類に加えて委任状
住民票記載事項証明	300円	本人・同一世帯以外の方が請求する場合は、請求の正当性を明らかにする資料
戸籍全部事項証明(謄本)* 戸籍個人事項証明(抄本)	450円	• 本籍が下野市の証明書の場合 窓口にお越しになる方の本人確認書類 代理人が来庁する場合は上記書類に加えて委任状 本人・配偶者・直系親族以外の方が請求する場合は、請求の正当性を明らかにする資料
戸籍の附票	300円	
除籍全部事項証明(謄本)* 除籍個人事項証明(抄本)	750円	• 本籍が下野市以外の証明書の場合 窓口にお越しになる方の本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等の写真つきのもの) 本人・配偶者・直系親族のみ請求可
改製原戸籍謄本*・抄本	750円	*のついた証明書のみ交付対象。交付に時間を要する場合があります。
戸籍届出の受理証明書	350円	窓口にお越しになる方の本人確認書類(届出人以外は要委任状) ※上質紙の場合は手数料が1,400円になります。
身分証明書・独身証明書	300円	窓口にお越しになる方の本人確認書類(本人以外は要委任状)
印鑑登録証明書	300円	印鑑登録証
自動車臨時運行許可証	750円	窓口にお越しになる方の本人確認書類、自動車車検証、自動車損害賠償責任保険証明書(コピー不可)

## 税務諸証明書の発行

税務課 ☎(32)8893

証明書の主な名称	手数料	必要なもの及び注意事項
所得証明書、課税証明書、非課税証明書、住民税決定証明書、納税証明書、所有証明書、評価証明書、公課証明書、名寄台帳記載事項証明書、無資産証明書、所在証明書、営業証明書、地番図	300円	窓口にお越しになる方の本人確認書類 本人・同一世帯以外の方が請求する場合は委任状(地番図を請求する場合は不要)
車検用納税証明書	無料	窓口にお越しになる方の本人確認書類、自動車車検証
住宅用家屋証明書	1,300円	窓口にお越しになる方の印鑑、その他住宅用家屋証明書の申請に必要な書類

## 旅券(パスポート)

市民課 ☎(32)8896

### ■交付予定日

最短で申請受理日から5開庁日後です。書類の不備等で交付が遅れる場合がありますので、出発までに余裕をもって申請してください。

### ■注意事項

写真は頭頂からあごまでが32mmから36mm、ふちなし、正面向き、無帽、無背景、顔がはっきりと写っている提出前6か月以内に撮影したものををご用意ください。カラーコンタクト使用、洋服や装飾品等であごや顔の輪郭がはっきりしない、髪や眼鏡等のフレームが目にかかっているもの、色のついた眼鏡や光が反射しているもの等は使用できません。

届出事項	必要なもの
新規申請	一般旅券発給申請書、戸籍謄本、写真(縦45mm×横35mm)、本人確認書類、前回取得した旅券があればその旅券
切替申請	一般旅券発給申請書、写真(縦45mm×横35mm)、有効旅券、氏名・本籍・性別に変更がある場合は戸籍謄本
残存有効期間同一旅券申請	一般旅券発給申請書、戸籍謄本、写真(縦45mm×横35mm)、有効旅券
紛失の届出	紛失一般旅券等届出書、写真(縦45mm×横35mm)、本人確認書類、旅券の紛失・焼失を立証する書類(または紛失の経緯に係る事情説明書)
旅券返納届	一般旅券返納届、戸籍謄本、届出人の本人確認書類、返納する旅券

申請の区分		収入印紙	収入証紙	合計
新規	10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
	5年有効旅券(申請時12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
	5年有効旅券(申請時12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効期間同一旅券申請		4,000円	2,000円	6,000円

## 市税の種類

税務課 ☎(32)8891・8892

## 市県民税

1月1日時点、市内に住所があり前年に所得があった方、または市内に事務所・事業所・家屋敷を所有していて、市内に住所がない方に課税されます。

市県民税の申告は、前年の収入を3月15日までに申告してください。ただし、給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出されている場合や、所得税の確定申告書を提出した方

などは、申告の必要はありません。

## 森林環境税

令和6年度から、1月1日時点、国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。年額1,000円が市県民税とあわせて徴収されます。

## 法人市民税

市内に事務所・事業所・寮等を有する法人等に申告納税義務のある税です。

## 固定資産税

1月1日時点、市内に土地・家屋または償却資産(事業用)を所有する方に課税されます。

## 都市計画税

1月1日時点、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有する方に固定資産税とあわせて課税されます。

## 国民健康保険税

国民健康保険に加入している人の属する世帯主に課税されます。

## 軽自動車税(種別割)

4月1日時点、原動機付自転車・軽自動車・二輪車・小型特殊自動車(農耕用を含む)などを所有している方に課税されます。

## 市税等の納付月

税務課 ☎(32)8893

税目等	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税・森林環境税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税・都市計画税			1期		2期				3期		4期		
軽自動車税(種別割)			1期										
国民健康保険税					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期月の末日(12月は25日)が納期限となります。末日が土日・祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

## 便利な納付方法

税務課 ☎(32)8893

市税等は、金融機関や市役所の窓口の他に、下記のとおり様々な方法でお支払いいただけます。

## コンビニ、アプリ、クレジット、eL-QRでの納税

全国の主なコンビニエンスストアや、スマートフォンアプリ「PayPay」「LINE Pay」(アプリ内の残高のみ)、クレジットカードで納付できます(金額が30万円以下で、納期限内のものに限ります)。

また、一部市税の納付書には二次元コードが印字されていて、地方税お支払いサイトを通じて納付できます。

## 口座振替での納税

口座振替納付は手数料が不要で、納税に向く必要や納め忘れの心配もなく、便利で確実です。

## ■申込方法

下野市市税等口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳届出印を押して、取り扱い金融機関の窓口にご提出ください。口座振替依頼書は、市内の取り扱い各金融機関の窓口にあります。市外の金融機関の窓口で申し込む場合は、税務課までご連絡ください。

## ■申し込みの際に必要なもの

預貯金通帳、通帳届出印鑑

## ■口座振替ができる税・保険料

市県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)

## ■口座振替取り扱い金融機関

足利銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫、宇都宮農業協同組合、小山農業協同組合、三井住友銀行、ゆうちょ銀行、みずほ銀行、常陽銀行  
※三井住友銀行は介護保険料と後期高齢者医療保険料の口座振替を取り扱っていません。

## ■注意事項

- 納期限を過ぎた市税等は口座振替ができません。
- 残高不足等により口座振替ができなかった場合は、納付書により納付していただきます。
- 口座振替の最短での開始時期は、申し込んだ月の翌月振替分からとなります。
- 口座振替を申し込んでいただいた市税等の税目は、翌年度以降も自動的に口座振替となります。
- 申込内容に変更が生じた場合や口座振替をやめたいときは、取り扱い金融機関に変更・廃止を届け出てください。

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

## 国民健康保険

市民課 ☎(32)8895

勤務先の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険に加入するとき、もしくは脱退するときは、変更のあった日から14日以内に届出をしてください。手続きによって必要なもの異なります。別世帯の方の手続きは委任状が必要です。

### 交通事故にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者の行為によって受けただけがや病気の治療にかかる医療費は、原則的には加害者の全額負担ですが、国民健康保険で一時的に医療費を立て替えることが可能です。国民健康保険を使うときは必ず市民課に届出をお願いします。

手続きが必要な状況		必要なもの
加入時	職場の健康保険をやめたとき	社会保険資格喪失証明書
脱退時	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険証、国民健康保険の保険証
その他	修学のために転出するとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき(再交付)	身分を証明できるもの(運転免許証等)
	交通事故等があったとき	保険証、事故証明書(原本)、印鑑

## 国民健康保険の主な給付

市民課 ☎(32)8895

### 高額療養費

1か月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えると、超えた分が高額療養費として支給されます。該当の方には診療月の翌々月以降に通知が送付されますので、手続きをお願いします。

また、限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は1医療機関での支払いが限度額までとなります。交付には窓口での申請が必要になります。

### 療養費

次のような理由で医療機関などの窓口で医療費を自己負担した場合は、申請及び審査ののちに自己負担分を除いた額が支給されます。

- 急病などやむを得ない理由で被保険者証を持たずに治療を受けたとき
- 医師が必要と認めた治療用器具を購入したとき
- 骨折やねんざなどで国民健康保険を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- 医師の同意を得て、あんま、はり、きゅう、マッサージを受けたとき
- 輸血に生血を使ったとき
- 緊急、やむを得ない理由により海外で治療を受けたとき

### 葬祭費

国民健康保険被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に対し5万円が支給されます。

### 出産育児一時金

国民健康保険被保険者の方が出産した場合に支給されます。

### 特定疾病

特定疾病(人工透析・血友病・HIV)に該当する国民健康保険被保険者の方は、申請により特定疾病受領証の交付を受けることができます。この受領証を医療機関に提示することで、自己負担額が変わります。

## 国民健康保険税

税務課 ☎(32)8891

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している人の医療費等を支払うための大切な財源となります。加入している皆さまが病気やけがをしたとき安心して治療が受けられるように、皆さんがお金を出し合って助け合う制度です。

### 税額算定の対象となる所得

国民健康保険税は、被保険者の前年中の総所得金額等を基に算定される所得割額、被保険者の数を基に算定される均等割額、世帯ごとに算定される平等割額の合算額が課税されます。

所得割額算定の基礎となる総所得金額等には、以下の所得金額が含まれます。

#### ■総所得金額等

- 総所得金額(事業・不動産・利子・配当・給与・雑・総合譲渡・一時)
- 山林所得金額
- 土地・建物等に係る長期短期譲渡所得の金額
- 株式等に係る譲渡所得の金額
- 株式等に係る配当所得の金額
- 先物取引に係る雑所得等の金額

## 後期高齢者医療制度

市民課 ☎(32)8895

75歳以上の方と、一定の障がいがあると認められた65歳以上75歳未満の方が加入する医療制度です。

### 障がい認定

一定の障がいのある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の障がいを有するときは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。申請には次の障がい等を証明できる書類と保険証が必要です。

- 身体障がい者手帳をお持ちの方で障がいの程度が1級から3級の方と4級の一部の方
- 障がい年金を受給中で公的年金の障がい年金証書の障がい等級が1級または2級の方

- 療育手帳をお持ちの方で等級がAの方
- 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方で等級が1級または2級の方

### 交通事故等にあったとき

交通事故や傷害事件等、第三者の行為によって受けただけがや病気の治療にかかる医療費は、原則的には加害者の全額負担ですが、後期高齢者医療広域連合が一時的に医療費を立て替えることが可能です。

後期高齢者医療制度を使うときは、必ず市民課に届出をお願いします。

### 保険証の再交付の届出

保険証をなくしたときは届出により再交付します。

### ■必要なもの

身分を証明できるもの(運転免許証等)

※別世帯の方が再交付を受ける場合は委任状をお持ちください。

## 後期高齢者医療制度の主な給付

市民課 ☎(32)8895

### 高額療養費

1か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えると、超えた分が高額療養費として支給されます(保険適用外の医療費は支給対象外です)。

該当の方には診療月の翌々月以降に申請のご案内が送られます。

また、限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は1医療機関での支払いが限度額までとなります。交付には申請が必要です。

### 療養費

次のような理由で医療機関などの窓口で医療費を全額自己負担した場合は、自己負担分を除いた額が支給されます。

- 急病などやむを得ない理由で被保険者証を持たずに治療を受けたとき
- 医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- 骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- 医師の同意を得て、あんま、はり、

きゅう、マッサージを受けたとき

- 輸血に生血を使ったとき
- 緊急、やむを得ない理由により海外で治療を受けたとき

### 葬祭費

被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対し5万円が支給されます。

### 特定疾病

特定疾病(人工透析・血友病・HIV)に該当する方について、申請により自己負担額が1か月1万円となります。

## 後期高齢者医療保険料

税務課 ☎(32)8891

### 保険料

保険料は、都道府県ごとに決められた保険料率をもとに、一人ひとり決まります。

被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計が保険料になります。

均等割額、所得割率、賦課限度額は2年ごとに見直されます。年度途

中で資格を取得した場合は、月割計算されます。

### 保険料の納付

原則、介護保険料が天引きされている年金から天引きされます。

天引きの対象となる年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方などは、納付書や口座振替により納めることとなります。

納付書払いの方は「口座振替」に切り替えると便利です。口座

振替にすれば、納めに行く手間が省け、うっかり納め忘れをすることもなく、確実に納められます。また、1度手続きをすると自動的に更新されます。

口座振替のお手続きは、下野市指定の金融機関の窓口で行えます(9ページ参照)。

※口座振替が開始されるまで申請からおおむね1か月程度要します。  
※国民健康保険税を口座振替で納めていた方も改めて金融機関にて口座振替のお手続きが必要です。

## 国民年金

市民課 ☎(32)8895

### ■加入者

種別	加入者
第1号被保険者	20歳から60歳未満の方で、自営業者、農林業者、学生、無職等の方
第2号被保険者	厚生年金、各種共済組合の加入者
第3号被保険者	厚生年金、各種共済組合の加入者である第2号被保険者に扶養されている配偶者 ※配偶者の勤務先に届出が必要です。

### ■保険料

種別	納付方法
第1号被保険者 (強制加入)	日本年金機構から送られてくる納付書で納付します。 口座振替・クレジットカード支払いもありますのでご利用ください(事前の申出が必要です)。
第2号被保険者 (強制加入)	厚生年金や共済組合の保険料と一緒に給料から天引きされますので、自分で納める必要はありません。
第3号被保険者 (強制加入)	配偶者の加入する厚生年金や共済組合が制度全体として負担する仕組みとなっていますので、自分で納める必要はありません。
保険料の免除 納付猶予	経済的な理由から保険料を納められない場合は、申請することにより保険料を免除または猶予されることがあります。申請手続きは、毎年必要です。 ただし、前年に全額免除または納付猶予の承認を受けた人に限り、毎年度の申請書の提出が不要となります。免除の期間は7月から翌年6月までです。
学生納付特例	大学・短大・各種学校(科目履修性、外国の学校などは対象とならない場合があります)等の学生が申請することにより、本人の所得によって保険料の納付が猶予されます。 納付特例の期間は毎年4月から翌年3月までです。

### ■届出・請求

届出が必要な状況	手続き	届出先
会社を退職したとき	国民年金加入(第1号被保険者)手続き	市民課
配偶者が扶養からはずれたとき		
配偶者の扶養となったとき	第3号被保険者手続き	配偶者の勤務先
配偶者の会社が変わったとき	第3号被保険者(変更届)	配偶者の新しい勤務先
年金手帳、基礎年金番号通知書をなくしたとき	基礎年金番号通知書の再交付手続き	第1号被保険者 市民課または年金事務所 第2号被保険者 勤務先 第3号被保険者 配偶者の勤務先
口座振替(開始・停止・変更)をするとき	口座振替申出書等の提出	金融機関または年金事務所
納付書をなくしたとき	納付書再発行	市民課または年金事務所
収入が少なく保険料の納付が困難なとき	免除・納付猶予申請	市民課
学生で収入が少なく保険料の納付が困難なとき	学生納付特例申請	
65歳になったとき	老齢基礎年金の手続き	第1号被保険者期間のみの方 市民課 それ以外の方 年金事務所
障がいの状態になったとき	障がい基礎年金の手続き	初診日に第1号被保険者 市民課 初診日に第2・3号被保険者 年金事務所
国民年金加入中に死亡したとき	遺族基礎年金の手続き 寡婦年金・死亡一時金請求	市民課
年金受給者が死亡したとき	死亡届・未支給年金手続き	障がい基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給している場合 市民課 それ以外の場合 年金事務所
付加年金に加入するとき	付加年金の加入手続き	市民課
第1号被保険者が海外に転出するとき	第1号被保険者資格喪失届 (希望者は国民年金任意加入届)	市民課

### 付加年金とその仕組み

付加年金とは、国民年金の第1号被保険者や任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することで、将来、老齢基礎年金に上乗せして支給される制度です。

付加保険料は月額400円です。受給額の計算式は、年額200円×付加保険料納付月数となります。

※付加年金は申し込みの日から加入となります。さかのぼっての加入はできません。

※国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入することができません。

※老齢基礎年金を繰上げ・繰下げ請求した場合は、付加年金も減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

## 健康診査・がん検診

健康増進課 ☎(32)8905

### 特定健康診査等

20歳から39歳までの方と、国民健康保険や後期高齢者医療制度にご加入の方に、健康診査を無料で実施しています。

■内容 計測、血圧測定、血液検査、尿検査など

※特定健康診査と後期高齢者健康診査は、市が会場などを設定する集団検診のほか、市が指定する医療機関でも受診できます。ヤング健診(20~39歳)は集団検診のみです。

### がん検診等

がんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診等を無料で実施しています。  
※一部自己負担金がある検診があります。

### 健診結果説明会

集団検診受診者等を対象に、健診結果の説明会を行います。

### 特定保健指導

国民健康保険被保険者で、特定健診で積極的支援、動機づけ支援と判定された方が対象となります。該当の方にはご案内をします。

## がん患者のウィッグと乳房補整具の購入費助成

健康増進課 ☎(32)8905

がんを治療している方の、医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入費用の一部を助成します。

### ■対象者

次のすべてに該当する方

- 市に住所を有する方
- がんと診断され、その治療を行っている方
- がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により、補整具が必要である方
- 市税を滞納していない方
- 過去にこの助成金の交付を受けていない方

### ■助成対象

- 医療用ウィッグ(本体購入費等)
- 乳房補整具(補整下着、シリコンパッド等)

■助成額 購入額の2分の1(100円未満切捨て)

- 医療用ウィッグ上限3万円
- 乳房補整具上限2万円

■申請期限 購入日から1年以内

■申請方法 交付申請書、がん治療を証明する書類、補整具の領収書を健康増進課に提出

## 介護保険

高齢福祉課 ☎(32)8904

介護保険は、40歳以上の方が保険料を負担し、介護を必要とする方やそのご家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

65歳以上の加入者を第1号被保険者、40歳から64歳までの加入者を第2号被保険者といいます。

### 介護保険被保険者証

65歳の誕生日を迎える月に、対象の方に介護保険被保険者証を送付します。要介護認定の申請をするときに必要となりますので、大切に保管してください。

第2号被保険者の方は、特定疾病に該当する場合申請できます。また、医療保険証が必要になります。

### サービスを利用するには

要介護(要支援)の認定を受けた後、介護保険のサービスが利用できます。サービス利用のためには、ケアプランの作成が必要となりますので、ケアマネジャーにご相談ください。

## 高齢者福祉

高齢福祉課 ☎(32)8904

高齢者福祉サービスの詳しい内容や利用要件、申込方法は事前にお問い合わせください。

### 安否確認・緊急通報システムの貸与事業

体調等に不安を感じているひとり暮らし高齢者を対象に、安否確認機能のついた緊急通報システム機器を貸与します。

### 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方を対象に、昼食時にお弁当の配達をしながら安否確認を行います。

### 声かけふれあい収集事業

高齢や障がい等の理由で、自分で家庭ごみを収集場所に出すことが困難な方に対し、見守りを兼ねて家庭ごみを定期的に回収します。

### ねたきり老人等介護手当事業

ねたきり高齢者及び認知症高齢者と同居し、主に在宅で介護している方を対象に、月額3,000円の介護手当を支給します。

### ねたきり老人等紙おむつ購入券給付事業

在宅または入院中で、常時紙おむつを使用していて介護が必要な高齢者や障がい者等に対し、月額3,000円分の紙おむつ購入券を給付します。

### 徘徊高齢者等あんしんサービス事業

徘徊行動等により所在不明となる可能性がある認知症高齢者や障がい者を在宅で介護している方を対象に、位置検索システム(GPS機器貸与、QRコードシール等)により居場所を早期発見することで安全を確保するサービスを提供します。

### 高齢者外出支援事業

通院等の日常的な外出が困難な75歳以上の方を対象に、デマンド交通(おでかけ号)利用券を年間10枚交付します。

※デマンド交通については、23ページをご覧ください。

## 予防接種事業

健康増進課 ☎(32)8905

感染の恐れがある病気の発生及び蔓延を予防するために、予防接種を実施しています(対象となる条件があります)。最新情報は市ホームページをご覧ください。

### 定期予防接種

県内の医療機関において接種できます。県外で接種を希望する場合は、予防接種依頼書が必要となりますので、事前に健康増進課へご相談ください。

#### ■対象となるもの

**A類(無料)** ロタ、ヒブ、小児用肺炎球菌、五種混合、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、BCG、MR1期・2期・5期、日本脳炎、二種混合、水痘、B型肝炎、HPV(子宮頸がん)

**B類(一部助成)** 高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌

## 任意予防接種

下野市・小山市・上三川町・野木町の医療機関(小山地区医師会)で接種できます。小山地区医師会以外で接種を希望する場合は、事前に健康増進課へご相談ください。

#### ■対象となるもの(一部助成)

おたふくかぜ、風しん・MR(成人)、小児インフルエンザ(生後6か月から高校3年生相当まで)、带状疱疹

### 特別な理由による任意予防接種の助成

骨髄移植手術等により、過去に接種した定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方が、その予防接種を任意に受ける場合、その費用を助成します。対象となる予防接種や条件等について、事前に健康増進課へお問い合わせください。

### 予防接種救済制度

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりす

ること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、定期接種については厚生労働省の救済制度が、任意接種については独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)による救済制度が設けられています。

詳細は各ホームページをご覧ください。申請方法などは健康増進課までご相談ください。

## 妊娠サポート事業

こども家庭センター「ふわり」  
☎(32)8921

### 不妊治療費助成・不育症治療費助成

人工授精治療(AIH)や生殖補助医療(体外受精・顕微授精、一環として行われる男性不妊治療)、先進医療、不育症の治療費に対し助成をしています。詳細はお問い合わせください。

## 医療費助成・医療給付

社会福祉課 ☎(32)8902

### 医療費助成

医療費の保険診療の自己負担分を助成します。

#### 重度心身障がい者医療費助成

##### ■対象者

重度の心身障がい者

#### こども医療費助成

■対象者 年度末の時点で満18歳以下の子

#### ひとり親家庭医療費助成

##### ■対象者

ひとり親家庭等の親と子

#### 妊産婦医療費助成

■対象者 妊産婦

### 養育医療給付制度

からだの発育が未熟なまま生まれ、指定されている医療機関で入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担します。

## 地域包括支援センター

高齢福祉課 ☎(32)8904

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、相談や支援などの総合窓口としてお手伝いをします。

介護や健康・認知症に関することなど、高齢者の様々な悩みをご相談ください。

#### 地域包括支援センターみなみかわち

☎(48)1177

仁良川1651-1(特別養護老人ホームにらがわの郷内)

#### 地域包括支援センターいしばし

☎(51)0633

下古山1174(特別養護老人ホームいしばし内)

#### 地域包括支援センターこくぶんじ

☎(43)1229

小金井789(ゆうゆう館内)

## 保健福祉センター等

社会福祉課 ☎(32)8899

### きらら館

☎(52)3711 (下古山1220)

マシントレーニングやスタジオレッスンの受講ができます。

#### ■営業時間

平日 9時30分～20時30分  
土日・祝日 9時30分～19時

■休業日 水曜日、年末年始  
ゆうゆう館

☎(43)1231 (小金井789)

天平乃湯やトレーニング室、レストランを備えた施設です。社会福祉協議会や子育て支援センターつくし等もあります。

■営業時間 10時～20時30分

■休業日 火曜日、年末年始

### ふれあい館

☎(47)1126 (三玉山698-5)

温水プールやトレーニングジム、レストランなどを備えた施設です。

■営業時間 10時～21時

※プールは季節により変動。

■休業日

月曜日(祝日は営業)、年末年始

## 障がい者手帳

社会福祉課 ☎(32)8900

次のような手帳を取得することにより、障がいの種類とその程度に応じた各種の福祉サービスを利用することができます。

### 身体障がい者手帳

身体に障がいのある方(視覚、聴覚、肢体、心臓機能、呼吸器機能等)に対して交付されます。

### 療育手帳

児童相談所(18歳未満)または栃木県障害者総合相談所(18歳以上)において、医学的・心理学的判定により知的障がいと判定された方に対して交付されます。

### 精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患のある方のうち、精神障がいのため、日常生活または社会生活に制約のある方に対して交付されます。

## 自立支援医療

社会福祉課 ☎(32)8900

心身の障がいを除去・軽減するために必要な医療費において、自己負担額を軽減するための公費負担医療制度です。

### 精神通院医療

統合失調症などの精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する方が対象です。

### 更生医療

18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方が対象です。

### 育成医療

18歳未満の身体障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方が対象です。

## 障がい者への福祉手当等

社会福祉課 ☎(32)8900

### 特別障がい者手当

#### ■対象者

身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上で、次のいずれかの項目に該当する方

- 身体障がい者手帳1・2級程度の異なる障がい重複している方
- 身体障がい者手帳1・2級程度の障がい及び最重度の知的障がい重複している方
- 身体及び精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある方

#### ■支給制限(次のいずれかに該当)

- 施設に入所している方
- 病院に3か月以上入院している方
- 障がい者本人または扶養義務者の所得が一定以上である方

■手当月額 28,840円

### 障がい児福祉手当

#### ■対象者

身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満で、次のいずれかに該当する方

- 身体障がい者手帳1級の方、2級の方(一部)
- 最重度の知的障がいがある方
- 身体または精神に前記と同程度の障がい疾病のある方

#### ■支給制限(次のいずれかに該当)

- 施設に入所している方
- 障がい年金を受給している方
- 障がい者本人または扶養義務者の所得が一定以上である方

■手当月額 15,690円

### 特別児童扶養手当

#### ■対象者

次のいずれかに該当する身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方

- 1級(重度障がい児)身体障がい者手帳1・2・3級(一部)、療育手帳A1・A2、診断書審査結果が1級の方
- 2級(中度障がい児)身体障がい者手帳3・4級(一部)、療育手帳B1、診断書審査結果が2級の方

#### ■支給制限(次のいずれかに該当)

- 障がいにより公的年金等を受けることができる方

- 児童福祉施設等に入所している方
- 受給者または扶養義務者の所得が一定以上である方

#### ■手当月額

1級 55,350円  
2級 36,860円

### 難病患者等福祉手当

#### ■対象者

国または県が指定した難病の対象となっている難病患者または小児慢性特定疾患で、栃木県が発行した受給者証の交付を受けている方

■手当月額 2,500円

■注意事項 手当は申請月分から支給となります。

### 福祉タクシー事業

500円分のタクシー券を1月あたり6枚交付します。

#### ■対象者(いずれか一つに該当)

- 1級または2級の身体障がい者手帳所持者
- 1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳所持者
- 療育手帳所持者

## 日常生活支援

社会福祉課 ☎(32)8900

障がいのある方の自立と日常生活の向上のためのサービスを提供します。個別に支給決定が行われる障がい福祉サービスと、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業があります。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要になりますので、まずにご相談ください。

### ■障がい福祉サービス

種類	事業名	事業の概要
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、外出時において必要な支援を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援を行います。
	重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	居室等を利用させるとともに、家事等の日常生活能力の向上のために必要な支援を行います。
	就労選択支援	就労アセスメントに基づいて、本人の希望や能力に沿った就労の機会を提供していくための支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して就労した人に、就労の継続を図るために必要な支援を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
支援給付 地域相談	地域移行支援	入所・入院していた人に住居の確保その他の地域生活に移行するための必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する人に常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要な支援を行います。
	自立生活援助	施設等を利用しており一人暮らしを希望している人に必要な支援を行います。

## ■地域生活支援事業

事業名	事業の概要
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報を共有することや権利擁護のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の方の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。 ※申請は、社会福祉課までFAX(32-8601)、またはしもつけオンラインサービスで受け付けます。
日常生活用具給付事業	障がい者・障がい児の方へ日常生活をしやすいように日常生活用具を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すため外出の支援を行います。
地域活動支援センター事業	精神に障がいのある方に創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流促進等の支援をします。
日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障がい者等の日中における活動の場を確保します。
身体障がい者用自動車改造費給付事業	就労等のため重度の身体障がい者が自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するときは、改造費用を助成します。
身体障がい者自動車運転免許取得費用助成事業	身体障がい者が、自動車運転免許を取得するために、公安委員会の指定する自動車教習所等で要した教習費用を助成します。
訪問入浴サービス事業	自力または家族の介護のみでは入浴ができない障がい児者の、居宅での入浴支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方に対して、成年後見の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
自発的活動支援事業	ピアサポートや社会活動支援など、障がい者、その家族、地域住民における自発的な取り組みに対し支援を行います。
理解促進研修・啓発事業	障がい者などが日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者などの理解を深めるための啓発を行います。

## ■児童福祉法によるサービス

事業名	事業の概要
児童発達支援(未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等にて、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス(学齢児)	学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育園その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

## 障がい児者相談支援センター

障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

障がい者手帳の有無に関わらず、市内にお住まいの障がいのある方や児童、そのご家族などが気軽に相談できる窓口です。日常生活のことから必要なサービスや制度のことなど、総合窓口としてお手伝いします。

### ■業務内容

障がい児者の相談・個別支援、障がい福祉サービスの利用支援、地域での生活や就労支援、障がい者の権利擁護や虐待防止

## 民生委員・児童委員

社会福祉課 ☎(32)8899

日常生活を営むなかで、福祉や子育てで様々な問題を抱え、相談相手がいないまま悩んでいる方は多いと思います。

民生委員・児童委員は、こうした方の問題を解決するため、専門機関や福祉サービスを紹介するなど、行政とのパイプ役として活動しています。

個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

お住まいの地区の民生委員・児童委員がわからないときは、社会福祉課までお問い合わせください。

## 在宅当番医(一次救急医療機関)

健康増進課 ☎(32)8905

夜間に比較的症状が軽い急な病気やけが等で困ったときは、小山医療圏(下野市、小山市、野木町、上三川町)において1日2つの医療機関が当番制で在宅当番医(救急医療機関)を開設していますのでご利用ください。

在宅当番医は、毎月の広報紙または市ホームページでご確認ください。

### ■診療日時

- 平日、日曜日  
午後5時～翌日午前9時
- 土曜日、祝日の前日、年末年始(12月29日～1月2日)  
午後5時～  
翌日午後5時



### ■診療場所

6つの医療機関のうち1日2つの医療機関が当番制で診療します。

- ①杉村病院(小山市)
- ②小山整形外科内科(小山市)
- ③光南病院(小山市)
- ④石橋総合病院(下野市)
- ⑤小金井中央病院(下野市)
- ⑥野木病院(野木町)

### ■利用上の注意

受診する場合は、必ず当番医を確認し、事前に病院へ電話してください。

各医療機関では医師が交代で当直制をとっているため、希望される治療が困難な場合もあります。

受診時には保険証等をお持ちください。

## 地域医療体制

健康増進課 ☎(32)8905

夜間や休日に比較的症状が軽い病気やけが等で困ったときは、夜間休日急患診療所をご利用ください。また、休日に急な歯科診療が必要となったときには、休日急患歯科診療所をご利用ください。

### 夜間休日急患診療所

■診療科目 内科、小児科

■診療日時 平日・土曜日 午後7時～10時

日曜日・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)

午前10時～正午、午後1時～5時、午後6時～9時

■診療場所 小山市神鳥谷2251-7 (小山市健康医療介護総合支援センター内)

☎(39)8880 FAX(39)8882

■利用上の注意 受付時間は診療終了15分前までです。内科医等が小児科の診療を担当することがあります。事前に電話をしてから来院してください。受診時には保険証等をお持ちください。

### 休日急患歯科診療所

■診療日時 日曜日・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日) 午前10時～正午、午後1時～4時

■診療場所 小山市神鳥谷2251-7

☎(39)8881 FAX(39)8883

■利用上の注意 受付時間は診療終了15分前までです。受診時には保険証等をお持ちください。

## 生活保護

社会福祉課 ☎(32)8901

生活保護は、資産や能力などを活用しても、なお生活に困る世帯に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。

生活にお困りの方は、お気軽にご相談ください。

## 生活困窮者自立支援事業

くらし応援センターささえーる  
(市社会福祉協議会) ☎(43)1236

生活困窮状態からの早期自立を支援する事業です。家賃が払えない、経済的に不安、仕事がない、引きこもり、病気が心配など生活の不安や悩み事について、お気軽にご相談ください。

# 子育て・教育

## こども家庭センター「ふわり」

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

妊娠から子育てに関する様々な相談に対し、保健師や助産師などが相談をお受けします。

妊娠中や産後の健康面の悩みや不安、母乳に関することなど、お気軽にご相談ください。

## 妊娠届 (母子健康手帳・妊産婦健康診査・新生児聴覚検査)

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

医療機関で妊娠していると診断されたら、市に妊娠の届出をしましょう。母子健康手帳や妊婦健康診査受診票(14回分、多胎児は19回分)、産婦健康診査受診票(2回分)、新生児聴覚検査受診票をお渡します。

■必要書類 妊娠届出書(窓口)、個人番号確認書類、代理申請の場合は委任状及び代理人の身分証明書

## 育児・母乳・栄養相談

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

お子さまの成長や発達に関すること、授乳や離乳食に関することなどのご相談に応じます。相談日時は、広報紙等でご確認ください。

## 乳幼児健康診査等

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

乳児期(4か月・10か月)、幼児期(1歳6か月・3歳)に、お子さまの健やかな発育・発達を促すために健康診査を、また2歳児にむし歯予防の一環として歯科検診を実施します。対象の方へは個別にお知らせします。

## 妊産婦医療費助成

社会福祉課 ☎(32)8902

妊産婦に対して保険診療の自己負担分を助成します。

■必要書類(登録申請時)

印鑑、健康保険証、母子手帳、普通預金通帳(本人名義)

## こども医療費助成

社会福祉課 ☎(32)8902

0歳から年度末までに満18歳になる方の、保険診療の自己負担分を助成します。

■必要書類(登録申請時)

印鑑、健康保険証(お子さまの名前の記載があるもの)、普通預金通帳(保護者名義)

## 産後ケア

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

出産後1年までの母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできるよう支援を行います。利用にあたっては、お早めにご相談ください。

## こんにちは赤ちゃん訪問

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

4か月未満の乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行います。

出生届出時に提出された「お誕生連絡票」をもとにご連絡します。

■対象 4か月未満の乳児がいる家庭

## 電話相談・家庭訪問・面接

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

保健師や臨床心理士、管理栄養士が相談に応じます。発育や発達、お子さまとの関わり方、食事、予防接種のことなどお気軽にご相談ください。

## フレッシュママ・パパ教室(両親学級)

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

新しい家族を迎えるために、妊娠・出産・育児について学びます。申し込みが必要になりますのでお問い合わせください。

## 育児ママ・パパリフレッシュ利用券

子育て応援課 ☎(32)8903

在宅乳幼児(3か月～1歳未満)を養育する同居の保護者の方が、心身のリフレッシュを図るためにお子さまを一時的に保育施設でお預かりするための利用券(12時間分)を支給します。

## 出産・子育て応援事業(伴走型相談支援・経済的支援)

こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921

妊娠期から子育て期にわたり安心して出産・子育てができるように、相談やサービス等の紹介などの伴走型相談支援と、出産応援給付金(妊娠1回につき5万円)、子育て応援給付金(お子さま1人につき5万円)を給付し、経済的支援を行います。

■必要書類

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)、普通預金通帳(口座応援給付金は妊婦名義、子育て応援給付金は保護者名義)

## 保育所・認定こども園・幼稚園

子育て応援課 ☎(32)8903

### 支給認定区分について

現在の子ども・子育て支援制度では、幼稚園や保育園などの教育・保育施設を利用する際に支給認定を受ける必要があります。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が変わりますのでご注意ください。

#### ■認定区分

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上のお子さまで、保育を必要とせず、教育のみを希望する方	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さまで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	保育園
3号認定	満3歳未満のお子さまで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	認定こども園

### 市内の保育所・認定こども園・幼稚園

#### ■保育所

施設名	住所	電話番号
グリム保育園	下長田69	(52) 1127
しば保育園	駅東6-10-3	(44) 2788
わかくさ保育園	薬師寺3151-2	(58) 7438
あおば保育園	薬師寺1584-6	(48) 5530
わかば保育園	下古山3025-1	(39) 6305
こがねい保育園	小金井1249-1	(44) 3377
吉田保育園	本吉田783-1	(48) 5054

#### ■認定こども園

施設名	住所	電話番号
第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	(44) 9988
野ばら幼稚園	中大領386-1	(53) 5508
愛泉幼稚園	小金井4-12-8	(44) 7783
第二愛泉幼稚園	柴1403-12	(44) 2838
むつみこども園	柴769-17	(44) 0405
薬師寺幼稚園(本園)	薬師寺1584-2	(48) 0132
薬師寺幼稚園(分園)	下古山3-12-28	(38) 8418
認定みらいこども園	緑2-3292-1	(38) 6123

#### ■小規模保育園

施設名	住所	電話番号
にこにこ保育園	上大領313-40	(37) 6942

#### ■幼稚園

施設名	住所	電話番号
石橋幼稚園	石橋535	(53) 0218

#### ■保育料

お子さまの認定区分や年齢、保護者の市町村民税所得割額により算出します。世帯の状況によって、保育料が減免になる場合があります。



## 学童保育

子育て応援課 ☎(32)8903

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生・義務教育学校1～6年生の児童に対し、放課後に適切な遊びや活動の場を提供しています。

学童保育室名	対象小学校区	問い合わせ先
国分寺東小学童保育室	国分寺東小学校	国分寺東児童館 ☎(44) 2604
国分寺小学童保育室	国分寺小学校	国分寺駅西児童館 ☎(44) 0786
国分寺駅西小学童保育室		
国分寺姿西小学童保育室		
南河内児童館学童保育室	祇園小学校	南河内児童館 ☎(44) 8420
緑小学童保育室	緑小学校	
南河内小中学童保育室	南河内小中学校	
石橋小学童保育室	石橋小学校	石橋児童館 ☎(52) 1129
古山小学童保育室	古山小学校	
石橋北小学童保育室	石橋北小学校	
細谷小学童保育室	細谷小学校	

## 食物アレルギー疾患生活管理指導表の作成に係る助成制度

子育て応援課 ☎(32)8903(保育・幼稚園児)  
学校教育課 ☎(32)8918(小・中学生)

中学・義務教育学校後期課程以下の子どもを対象に「アレルギー疾患生活管理指導表」作成費用を助成します。保育園や幼稚園、認定こども園、学校等での生活において、特別な配慮や管理が必要と認められるいずれかの方が対象です。

### ■対象者

- ・市内在住で、市内外の保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍する園児、入園が内定した園児
- ・市内の小・中・義務教育学校に在籍する児童・生徒及び入学予定の児童・生徒

■助成回数・限度額 1年度につき1回・2,000円

■医療機関 市の指定医療機関

※保険適用の場合は対象外となります。

## ファミリー・サポート・センター

子育て応援課 ☎(32)8903

「子育てを手助けしてほしい人(依頼会員)」と「子育てのお手伝いができる人(提供会員)」が会員となり、子どもの預かりや送迎の援助等を行う会員組織です。

センターには、アドバイザーが常駐し、会員相互の育児支援をサポートします。

### ■住所・電話番号

緑3-5-4(南河内児童館内)  
☎(40)5963

### ■依頼会員

市内在住・在勤の、生後6か月から小学生までの子どもの保護者

■提供会員 市内在住で心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の方

■援助内容 保育終了後の預かり、保育施設や習い事の送迎、学校の放課後の預かり、保護者の通院・外出の際の預かりなど

### ■利用料金

・月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで

1時間あたり700円

・土日・祝日と上記以外の時間帯  
1時間あたり800円

・宿泊を伴う場合の午後7時から翌日午前7時まで

1泊あたり6,000円

交通費1回あたり200円の加算

## 保育士等就業奨励金交付制度

子育て応援課 ☎(32)8903

保育士等を目指している学生で、卒業後市内の公私立保育園や認定こども園等で働きたいと思っている方に奨励金を交付します。

■対象者 次のすべてに該当する方

- ・保育士または保育教諭の養成施設に在学している方
- ・卒業後、保育士資格または保育士資格と幼稚園教諭免許状を取得する方
- ・卒業後、ただちに奨励金交付期間に相当する期間以上、フルタイム勤務職員として市内の保育園や認定こども園等に就業することを誓約した方

■交付額(月額)

自宅通学者3万円、自宅外通学者5万円

■交付期間 交付決定日から正規の就業期間終了月

■募集期間 毎年4月～5月上旬

■奨励金の返還 卒業した翌年度から、市内の保育園等に就業しなかった場合は全額、実際に勤務した期間が交付期間に満たなかった場合は一部を返還していただきます。

## 子育て支援センター

子育て応援課 ☎(32)8903

地域子育て支援センターでは、家庭の育児不安等についての相談や助言、子育てに関わる情報の提供、子育てサークル等の育成・支援を行っています。

### 子育て支援センターつくし

保健福祉センターゆうゆう館内  
☎(43)1233

### 子育て支援センターゆりかご

あおば保育園内 ☎(48)5530

### 子育て支援センターみるく

わかば保育園内 ☎(39)6305

※土日・祝日、年末年始は全施設休館

## ストップ! 児童虐待

こども家庭センター「ふわり」  
☎(32)8922

「しつけ」のつもりが虐待になっていませんか?子どもの心を傷つけることや体罰では、しつけはできません。

自分だけがうまく子育てできていない、助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らないなどになってしまう、心が苦しくなることがあれば、ひとりで悩まずご相談ください。

「もしかして虐待?」と思う子ども・家庭を見かけた方も、ご連絡ください。

## 児童館

子育て応援課 ☎(32)8903

児童館では0歳から18歳未満の子どもが安全・安心に集える施設で、遊びの場や遊びを提供し、子どもが心身ともに健やかに成長できるようお手伝いをしています。乳幼児は保護者と一緒にご来館ください。

南河内児童館 緑3-5-4 ☎(44)8420

国分寺東児童館 駅東7-4 ☎(44)2604

国分寺駅西児童館 小金井5-22-1 ☎(44)0786

国分寺姿西児童館 国分寺1599-2 ☎(44)9318

石橋児童館 石橋629-1 ☎(52)1129

※日曜日、祝日、年末年始は全施設休館

## 安心子育てハンドブック

子育て応援課 ☎(32)8903

妊娠から出産、子育ての悩みをはじめ、子ども・ひとり親家庭の支援情報等について掲載しています。子育て支援センター、各児童館、子育て応援課、こども家庭センター「ふわり」でお配りしています。

## 小・中・義務教育学校

学校教育課 ☎(32)8918

お住まいの通学区域は下の表でご確認ください。通学区域が不明の場合は学校教育課までお問い合わせください。また、特別な事情(在学中の転居、身体的理由等)がある場合は、指定された学校以外への就学を許可する場合がありますので、学校教育課へお問い合わせください。

## 転校

### ■転入の手続き

市民課で転入の手続きを終えた後、学校教育課にて転入学通知書を受け取り、転入学する学校へ提出してください。なお、事前に転入学する学校へ連絡をお願いします。

### ■転出の手続き

- ①保護者は、転校することを学校へお知らせください。
  - ②最終登校日までに学校から転校書類(在学証明書・教科書給与証明書など)の交付を受けてください。
  - ③市民課で異動手続きを行ってください。
  - ④転出先において転校手続きを行ってください。
- ※各自治体で取り扱いが異なる場合がありますので、事前に転出先の教育委員会にお問い合わせされることをお勧めします。

## 小・中・義務教育学校の通学区域

学校名	通学区域
祇園小学校	祇園町、西区、自治医大職員住宅の各自治会区域、祇園一丁目から祇園五丁目までの区域、関根井(祇園原地区*)、医大前一丁目から医大前四丁目までの区域
緑小学校	緑一丁目から緑六丁目、烏ヶ森一丁目、烏ヶ森二丁目、小金井上町(JR宇都宮線東側)
石橋小学校	石橋上町、寿町、石町、旭町、本町、栄町、上大領、中大領、東前原、下大領、入の谷、下石橋、富士見町の各自治会区域
古山小学校	下古山、通古山、下長田、石橋上町の各自治会区域
細谷小学校	上台、細谷、橋本の各自治会区域
石橋北小学校	上古山、上原、若林の各自治会区域
国分寺小学校	駅前、仲町、小金井上町(JR宇都宮線西側)、関根井(祇園原地区*を除く)、小金井北、笹原、箕輪、川東、泉町、鈴苅町、川北、川南、下町、川西、南国分、国分1、国分2、国分3、紫の各自治会区域
国分寺東小学校	柴南1、柴南2、柴南3、柴南4、柴南5、柴南6、あづま町、旭ヶ丘、日出町、柴北1、柴北2、柴北3、柴北4、丸野町、駅東の各自治会区域
南河内第二中学校	祇園・緑小学校区域
石橋中学校	石橋・古山・細谷・石橋北小学校区域
国分寺中学校	国分寺・国分寺東小学校区域
南河内小中学校 (義務教育学校1~9年生)	下原、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、日生団地、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狭、東田中、西田中、地久目喜、仁良川上、仁良川下、本吉田北、本吉田南、塚越、磯部、川島、上吉田、三王山、鯉沼、絹板、絹板台、台坪山、的場、上坪山、東根、西坪山の各自治会区域

※祇園原地区の区域図は、市のホームページでご確認ください。

## 奨学金貸付

教育総務課 ☎(32)8917

### ■貸付額

高等学校奨学生(無利子)

修学資金	入学一時金
月額2万円	10万円

大学奨学生(無利子)

修学資金	入学一時金
月額3万円	50万円
月額4万円	30万円
月額5万円	-

※入学一時金のみを借りることはできません。

■条件・募集など 経済的な理由により修学が困難な場合など、いくつかの条件を満たす方

※11月頃から募集します。また、緊急在学奨学生(やむを得ない事情により家計に著しい影響を受け、修学が困難になった方が対象)は、通年で募集を行います。詳しくは広報紙やホームページでご確認ください。

## 就学援助制度

学校教育課 ☎(32)8918

小・中・義務教育学校に在学または翌年度入学予定のお子さまの家庭で、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助する就学援助制度があります。

## 英語検定料助成金の交付

学校教育課 ☎(32)8918

市内小・中・義務教育学校に在籍している児童・生徒で実用英語技能検定(英検)3級以上の受験生に対し、検定料の2分の1を1年度1回に限り助成します。

# 生活環境

## ゼロカーボン推進補助金

環境課 ☎(32)8898

### 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金

住宅用太陽光発電システム等を設置する市民の方に、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

■対象者 市内在住で住宅に太陽光発電システム、蓄電システムを設置した方

#### ■補助額

太陽光発電システム 太陽電池の最大出力1kW当たり1万円(上限4万円)

蓄電システム 蓄電池の蓄電容量1kWh当たり1万円(上限4万円)

#### 電気自動車等購入費補助金

電気自動車の普及促進を目的と

して、電気自動車等を購入する市民に対し費用の一部を補助します。

■対象者 市在住で補助対象車両を新車で購入した方

#### ■補助額

電気自動車(EV) 10万円

プラグインハイブリッド自動車(PHV) 5万円

## デマンド交通(おでかけ号)

安全安心課 ☎(32)8894

おでかけ号は、乗合式のデマンド交通です。お客さまからの電話予約に応じて、お客さまの自宅などまでお迎えに行きます。

他のお客さまが途中で乗り降りしつつ、目的地までお送りします。  
※乗合式のため、お迎えの時間は前後します。

■運行エリア 市内全域

※市外へは行けません。

■運行日 月曜日～土曜日

※祝日・振替休日・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

■運行時間 午前8時～午後6時

#### ■運賃

大人(中学生以上) 300円

小学生 200円

未就学児(保護者同伴) 無料

※回数券(11枚綴り)はおでかけ号の中で販売しています。

#### ■利用登録方法

安全安心課にお電話ください。  
※窓口、FAX、メールでも申請できます。

#### ■予約方法

予約センターに電話、またはWEBサイトから予約してください。1週間前から受付しています。

■受付時間 午前7時～午後6時(当日分の受付は午後5時まで)

#### ■予約センター

☎0120(11)1646

☎(38)9705



### 自主的に運転免許を返納した方(65歳以上)におでかけ回数券などを交付します

おでかけ回数券、ゆうゆう館入浴券、ふれあい館入浴券、きらら館トレーニングルーム定期利用券、道の駅しもつけ商品券のいずれか1つを交付します。自主返納してから1年以内に、安全安心課で申請してください。

### 高齢者(75歳以上)の方におでかけ号利用券を交付します

交付には申請が必要です。詳しくは14ページをご覧ください。

## 防災ラジオ販売中

安全安心課 ☎(32)8894

防災ラジオは、緊急情報や防災情報の放送があると、下野市のコミュニティFM(FMゆうがお)から発信される電波を使用して自動的に起動する機能を備えています。

もしものときに備え、一家に1台あると安心です。

安全安心課で販売または無償貸与しています。



FMゆうがおキャラクターしもぴい

■販売場所 安全安心課

#### ■対象者

市内に住所を有する方、市内に事業所等がある方

■価格 2,000円

※75歳以上の方のみで構成される世帯、または在宅している方が75歳以上の方のみになる時間帯がある世帯の方は1,000円です。

※80歳以上の方のみで構成される世帯と視覚障がい1・2級の方などには無償貸与します。詳しくはお問い合わせください。

## 水道の手続きと料金

企業経営課 ☎(32)8911

### 水道の使用開始・終了

引っ越し等により水道の使用を開始または終了するときは、電話またはしもつけオンラインサービス(上下水道開始・中止届)より、土日・祝日等の閉庁日を除く3日前までにご連絡ください。

### メーターの所有者変更

所有者の死亡、家屋や土地の売買等でメーターの所有者が変更になるときは、給水装置所有者変更届が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 納入通知書等の送付先変更

電話でお早めにご連絡ください。



水は限りある資源です  
大切に使いましょう

### 水道加入金と料金

口径25mm以上の場合は、市ホームページでご確認いただくか、企業経営課までお問い合わせください。

#### ■メーター口径別水道加入金(件/税込)と手数料一覧(件/非課税)

口径	加入金額	設計審査手数料	竣工検査手数料
13mm	55,000円	1,000円	分水工事 無 2,000円 有 4,000円
20mm	143,000円		

#### ■水道料金表(2か月/税込)

口径	基本料金	従量料金(1㎡あたり)		
		1~20㎡	21~60㎡	61㎡~
13mm	1,430円	55円	132円	143円
20mm	1,672円			

※検針は、JR宇都宮線東側をA地区(奇数月検針)、西側をB地区(偶数月検針)に分け、2か月に1度となります。

#### 水道料金=基本料金+従量料金

(例)メーター口径13mmで2か月に10㎡ご使用の場合  
水道料金=1,430円+10㎡×55円=1,980円(税込)

## 下水道使用料

企業経営課 ☎(32)8911

下水道使用料は2か月に1度、水道料金と一緒に請求させていただきます。

#### ■下水道使用料単価表(1か月/税込) 下水道使用料=基本料金+従量料金

	汚水量	単価
基本料金		715円
従量料金 (1㎡あたり)	1~10㎡	55円
	11~30㎡	126.5円
	31~50㎡	137.5円
	51~100㎡	148.5円
	101㎡~	159.5円

#### ■汚水量の決め方

使用水	汚水量
市の水道水のみを使用している場合	水道使用量と同量
井戸水(地下水)のみを使用している場合	使用人数により決定(認定水量) ・3人までは1人につき7㎡/月 ・4人目からは1人につき5㎡/月 例)5人家族の場合…31㎡/月 (3人×7㎡+2人×5㎡=31㎡)
水道水と井戸水を併用している場合	水道使用量と井戸水の認定水量を比較し、多い方の水量

※井戸水を使用している世帯で、使用人員に増減があった場合は企業経営課までご連絡ください。

## 浄化槽設置費補助金

環境課 ☎(32)8898

し尿と生活雑排水を合わせて処理することができる環境配慮型合併処理浄化槽を設置する方に、補助金を交付します。

また、単独浄化槽から合併処理浄化槽(環境配慮型)に入れ替える方には、合併処理浄化槽設置費用(環境配慮型)に上乗せして、宅内配管工事費用の一部を補助します(上限30万円)。

#### ■浄化槽設置費補助額一覧表

人槽	浄化槽 処理推進 区域	公共下水道 全体計画 区域
5人槽	332,000円	233,000円
7人槽	414,000円	290,000円
10人槽	548,000円	384,000円

## ごみの収集

環境課 ☎(32)8898

### ごみの分別・収集

- ①正しく分別し、収集日の朝8時までにゴミステーションへ出してください。分別の方法は「行政カレンダー」「ごみのルールブック」ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」でご確認ください。
- ②ゴミステーションは利用者の方々が協力して維持管理をお願いします。

### ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」

「分別のしかた」「収集日カレンダー」「ごみ分類表」を備えた便利なスマートフォンアプリが配信されています。ご利用ください。

iOS用



Android用



### 生ごみ処理機器等への助成

家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみ処理機器購入費を助成しています。

### 家庭用廃食油・小型家電・ペットボトルキャップの回収

回収場所は市役所、市民活動センター、南河内公民館(小型家電を除く)、南河内東公民館(キャップのみ)、南河内図書館(廃食油を除く)、国分寺公民館(キャップのみ)、石橋公民館(小型家電を除く)です。

### ■家庭ごみの直接搬入先

ごみの分類	持込先	
	石橋地区	国分寺・南河内地区
焼却ごみ	クリーンパーク茂原	中央清掃センター
可燃系粗大ごみ		
不燃ごみ	リサイクルセンター または クリーンパーク茂原	リサイクルセンター
不燃系粗大ごみ		
びん・缶		
ペットボトル		
有害ごみ		
小型家電		
新聞・チラシ	リサイクルセンター	南部清掃センター
紙パック		
ダンボール		
雑誌・雑紙		
衣類・古布		
プラ容器包装	南部清掃センター	南部清掃センター
剪定枝(小枝)		
収集できないごみ	販売店や専門の取扱業者に相談してください	

## 飼い犬

環境課 ☎(32)8898

### 犬の登録

生後91日以上の子犬は、環境課で登録してください(手数料1頭3,000円)。登録をすると犬の鑑札を交付しますので、首輪などに取り付けてください。

### 狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、毎年1回狂犬病予防注射の接種が必要です。市で実施する集合注射及び県獣医師会所属の病院以外で接種し

た場合、狂犬病予防注射済証が交付されますので、交付手数料(1頭550円)と一緒に環境課へお持ちください。受付後、注射済票を交付しますので、首輪などに取り付けてください。

### 登録の変更・削除

飼い主の氏名や住所が変わった際、また、飼い犬が死亡した際は、環境課へご連絡ください。

### 犬猫の去勢避妊手術費一部補助

手術日から30日以内に手術領収書と印鑑を持って、環境課で申請してください。

### ■補助金額

#### 避妊手術(メス)

犬 5,000円 猫 4,000円

#### 去勢手術(オス)

犬 4,000円 猫 3,000円

※毎年度、1世帯につき飼い犬1頭、飼い猫1匹が対象です。

## 斎場

環境課 ☎(32)8898

小山聖苑（下野市管内施設） 小山市大字外城717-1 ☎(22)1175

### 斎場使用料補助金

管外の斎場（火葬場並びにこれに併設された待合室、式場、霊安室及び控室）を使用し、管外料金を支払った場合、補助金が交付されます。一時、管外料金を全額支払っていただきます。市からの補助金は、交付申請及び請求の手続きをした後に交付されます。

※管外の斎場…小山聖苑以外の斎場

■**対象者** 亡くなられた方または斎場使用申請者が下野市民であること

■**対象施設** 全国すべての斎場の火葬場及び待合室

■**補助額** (1)火葬場については、使用した火葬場使用料から小山聖苑火葬場管内料金を差し引いた金額とし、限度額は1体につき15,000円です。

(2)待合室については、使用した斎場の管外料金から当該施設の管内料金を差し引いた金額とし、限度額は1室1回につき3,000円です。

(3)式場、霊安室、控室については、該当施設の管外料金から当該施設の管内料金を差し引いた金額です。ただし、宇都宮市悠久の丘のみ対象になります。

■**申請に必要な物**

申請書、請求書、領収書

■**提出先** 環境課

■**申請期限** 斎場を使用した翌月末日まで

## 市営墓地

環境課 ☎(32)8898

各墓地の空き状況や申込方法についてはお問い合わせください。

名称	所在地	一区画面積	使用料	管理手数料(年間)
三味場墓地	薬師寺3024	3.24㎡	80,000円	2,000円
国分寺釈迦堂霊園墓地	国分寺993-2	6㎡	300,000円	850円
サイ川霊園墓地	国分寺367-3	6㎡	230,000円	850円
柴南霊園墓地	柴77-3	6㎡	270,000円	850円
柴木間内墓地	柴77-1	4.86㎡	170,000円	850円
すがた川霊園墓地	中大領688	5㎡	320,000円	3,000円(普通)
				4,000円(芝生)

※墓石の工事や埋葬、使用者変更の際には所定の手続きが必要となります。

## 農業

農業委員会 ☎(32)8915

### 農地の相続税・贈与税の納税猶予制度

農業を営んでいる方が死亡し、農地を相続した方が今後も農業を営んでいく場合、一定の要件を満たせば農地の相続税の一部が猶予されます。

相続税猶予の証明願は、相続税の申告期限の2か月ほど前までに提出してください。また、農地の生前一括贈与についても納税猶予制度があります。

### 農業者年金

農業従事者が加入できる積立方式の年金です。農業従事者の配偶者・後継者、農地を所有していない農業従事者も一定の条件を満たすことで加入できます。

■**対象者** 国民年金の1号被保険者及び国民年金任意加入者で付加年金加入者(保険料免除者を除く)、かつ年間60日以上農業に従事している方

■**保険料** 月額20,000円(条件により10,000円)~67,000円まで千円単位で選択でき、加入後でも金額を変更できます。この保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。一定要件を満たす方は国庫補助を受けることができます。

## 農地

農業委員会 ☎(32)8915

### 農地の売買・贈与等

農地の売買、贈与、交換、賃貸借を行う場合、農業委員会の許可が必要になります。

### 農地を転用するときは

農地を転用するときは農業委員会に農地転用許可申請書を提出し、許可を得てください。転用にはいくつかの基準や要件があり、確認にお時間をいただきますので、お早めにご相談ください(要予約)。

■申請書提出期限 毎月10日

### 非農地証明

農地を20年以上農地以外の用途に使用してしまっており、農地への原状復帰が困難である等いくつかの要件を満たす場合に、非農地証明願により農地以外の地目に変更することができます。申請内容の確認にお時間をいただきますので、お早めにご相談ください(要予約)。

■証明願提出期限 毎月10日

### 耕作証明

市内農地に対する耕作面積の証明、他市区町村の農地を取得、軽油引取税の免税申請の際に使用します。

### 相続等によって農地の権利を取得したとき

農地法の許可を要せずに、相続(遺産分割・包括贈与を含む)、法人の合併・分割、時効取得等で農地の権利を取得した場合、農業委員会への届出が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

## 住宅

整備課 ☎(32)8910

※住宅に関する補助にはそれぞれ要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 生垣設置費の補助

緑豊かなまちづくりを推進し、街並みの景観を大切にするため、生垣設置に要する費用の一部を補助します。

### ■補助額

実費の2分の1(上限5万円)

### 木造住宅耐震診断士の派遣

昭和56年5月以前に旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断を希望する方に、耐震診断士を無料派遣します。

### 木造住宅の耐震改修費用の補助

木造住宅耐震診断を行い、補強計画策定と耐震改修を行う場合に補助します。

■補助額 耐震改修費用の5分の4(上限100万円)

### 木造住宅の建替費用の補助

木造住宅耐震診断を実施し、耐震性能を満たさない住宅の建替を行う場合に補助します。

■補助額 耐震改修費用の5分の4(上限100万円)

### ブロック塀等撤去費補助金

地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒の事故を未然に防止し、

市民の安全・安心を確保するため、ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

### ■補助額

- ・ブロック塀等が通学路に面している場合  
費用の3分の2(上限20万円)
- ・ブロック塀等が通学路以外に面している場合  
費用の2分の1(上限15万円)

### 定住促進新築等購入の補助

東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から移住し、市内に住宅を取得した方に補助します。

■補助額 基本額：新築30万円、中古10万円 加算額：中学生以下の子ども1人につき10万円、その他加算項目あり

### 保留地等購入の補助

保留地等を購入し、住宅を新築した方に補助します。

■補助額 50万円

### 下野市空き家バンク制度

空き家バンクとは、所有者が売却・賃貸したい市内の空き家を市のホームページで公開し、空き家を購入・賃貸したい方の申し込みを

受けて、所有者や仲介者を紹介する制度です。空き家を有効活用し、下野市への移住・定住を促進することを目的としています。

空き家を売りたい方・貸したい方、買いたい方・借りたい方は、整備課までご連絡ください。

空き家バンクに登録された物件は、リフォーム補助や家財処分補助、登録奨励金が活用できます。詳しくは市のホームページをご確認ください。

### ■リフォーム補助額

リフォームに要した費用の2分の1以内の額(上限50万円)

### ■家財処分補助

処分にあつた費用の2分の1以内の額(上限10万円)

### ■登録推進奨励金額

空き家等に対して賦課された固定資産税額の2年分の額

- ・市街化区域の場合  
上限5万円
- ・市街化調整区域の場合  
上限2万5千円

## 開発行為

都市政策課 ☎(32)8909

### 開発許可

建築物を建築するなどの目的で行う土地の造成(区画形質の変更)を開発行為とといいます。

次の開発行為では、原則として開発許可を受けなければ建築物を建築できません。

・市街化区域での1,000㎡以上の開発行為

・市街化調整区域での開発行為

※1,000㎡以上の開発行為は、開発許可の前に「下野市開発指導要綱」に基づく事前協議が必要になります。

# 市議会・選挙

## 議会の傍聴

議事課 ☎(32)8914

議会は年4回の定例会(3月、6月、9月、12月)と、臨時会や常任委員会などが開かれており、私たちの身近な問題が慎重に審議されています。ぜひ一度議会を傍聴してみませんか。傍聴を希望される方は、当日、市役所4階議事課にお越しください。

## 請願・陳情を出すには

議事課 ☎(32)8914

市政等についての要望や意見を市議会に提出することができます。紹介議員がいる場合を請願といい、紹介議員がいない場合は陳情となります。請願・陳情は文書にて、定例会開会日の14日前までに直接議事課に提出してください。

## 議会だより

議事課 ☎(32)8914

年4回(2月、5月、8月、11月の各15日)発行し、市議会での決定事項や議会の活動についてお知らせしています。

議会だよりは、自治会配送にて各戸配布されます。また、各公共施設にもご用意しています。

## 今後の選挙予定

行政委員会事務局 ☎(32)8916

選挙は、任期満了日の前30日以内に行うこととされています。解散・辞職等により選挙時期が変更となる場合があります。

選挙時期	選挙名	任期	任期満了日
2024年11月頃	栃木県知事選挙	4年	2024年12月8日
2025年7月頃	参議院議員通常選挙	6年	2025年7月28日
2025年10月頃	衆議院議員総選挙	4年	2025年10月30日

## 投票所一覧

行政委員会事務局 ☎(32)8916

投票にお越しの際は、「投票所入場券」にて投票所を確認のうえお出かけください。投票日に都合が悪い場合は、期日前投票(投票所は市役所)をご利用ください。(令和6年1月1日時点)

衆議院小選挙区	投票区	施設名称	投票区域(原則、通称別で表記しています)
栃木県第4区	第1	薬師寺コミュニティセンター	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、日生団地、西田中、成田、町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狹、東田中
	第2	南河内公民館	地久目喜、仁良川上、仁良川下、下原、天寿荘
	第3	祇園小学校	西区、祇園町、自治医大職員住宅、レジデントハウス、自治医大学生寮、看護宿舍寮、祇園一丁目北、祇園一丁目(ただし、住所が15番地から29番地の区域を除く)、祇園二丁目、祇園ダイアパレス(1~5番館)、医大前三丁目
	第4	南河内東公民館	本吉田北、本吉田南、塚越、磯部、川島、上吉田、鯉沼、三王山
	第5	旧吉田西小学校	台坪山、的場、上坪山、東根、絹板、絹板台、西坪山
	第6	南河内第二中学校	祇園一丁目(住所が15番地から29番地の区域)、祇園ダイアパレス(6番館)、祇園三丁目南、祇園三丁目東、自治医大アールコンフォート、祇園自治医大、祇園四丁目、GT祇園五丁目、ミラパセオ自治医大、医大前四丁目
	第7	グリーントウンコミュニティセンター	緑三丁目北、緑四丁目北、緑五丁目
	第8	緑小学校	緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目南、緑四丁目南、緑五丁目南、緑六丁目、GT緑六丁目
	第9	石橋公民館	石橋上町、寿町、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、石町、本町のうち住所が石橋の区域
	第10	石橋小学校	旭町、富士見町、下石橋、本町のうち住所が下石橋、大松山一丁目、花の木一丁目、花の木二丁目、花の木三丁目の区域、中大領、東前原、下大領、入の谷、グンゼ
	第11	古山小学校	通古山1区、通古山2区、第2雇用団地、下古山1区から下古山3区のうち住所が石橋、文教一丁目、文教二丁目、文教三丁目、下古山一丁目、下古山二丁目、下古山三丁目の区域
	第12	児山館	下古山1区から下古山3区のうち住所が下古山の区域、下長田
	第13	石橋北小学校	上古山1区、上古山2区、上古山3区、上原、若林南、若林北
	第14	細谷小学校	上台、細谷、橋本
	第15	石橋商工会館	栄町4丁目、上大領、雇用団地
	第16	国分寺駅西児童館	駅前、川北、川南、川東、泉町、鈴刈町
	第17	国分寺小学校	下町
	第18	下野市役所	仲町、小金井上町、関根井、笹原、箕輪、小金井北、医大前一丁目、医大前二丁目
	第19	旧国分寺西小学校	川西、南国分、国分1、国分2、国分3、紫
	第20	こども通園センター「けやき」	柴北2、柴北3、烏ヶ森一丁目、烏ヶ森一丁目東、烏ヶ森二丁目
	第21	コミュニティセンター友愛館	旭ヶ丘、柴北1、柴北4、駅前、柴南1、柴南2、柴南3、柴南4、柴南5、柴南6、日の出町、丸野町

# 生活ガイド

## 市民相談一覧表

相談名	相談内容	相談日・時間	場所	問い合わせ先
心配ごと・ 悩みごと相談	人権擁護委員、民生委員・児童委員、行政相談委員による心配ごと相談	毎月第1・第3火曜日 午後1時30分～3時30分	ゆうゆう館	下野市社会福祉協議会 ☎(43)1236
法律相談(要予約)	弁護士による離婚・相続・近隣問題・金銭貸借等の民事上の相談	毎月第2・第4火曜日 午後1時30分～4時	ゆうゆう館	
福祉まるごと相談 窓口	どこに相談したら良いかわからない福祉に関する困りごとについての相談	月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	社会福祉課	社会福祉課 ☎(32)7087
消費生活相談 (電話相談可)	消費生活全般についての相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)	消費生活センター (市役所2階)	下野市消費生活センター ☎(44)4883
健康相談(要予約)	保健師、管理栄養士による健康相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	健康増進課	健康増進課 ☎(32)8905
こころの健康相談 (要予約)	精神科医による健康相談	要問い合わせ	健康増進課	
病態別栄養相談(要予約)	糖尿病、高血圧などの慢性疾患の食事療法	要問い合わせ	健康増進課	
妊娠・出産・子育てに関する相談	保健師、助産師、臨床心理士、管理栄養士が相談に応じます。	月～金曜日 午前9時～午後5時	こども家庭センター「ふわり」	こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921
ひとり親家庭及び 婦人相談 (電話相談可)	母子・父子自立支援員兼女性相談支援員によるDV、貸付、母子家庭等の相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	こども家庭センター「ふわり」	こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8922
DV(女性相談)ホットライン ※緊急時は警察110番へ	女性相談支援員によるDV・夫婦・家族・離婚などの相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 (正午～午後1時を除く)	こども家庭センター「ふわり」	DV(女性相談)ホットライン ☎(32)8724
DV相談 ※緊急時は警察110番へ	犯罪等による被害の未然防止に関する相談(電話相談のみ)	月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分		栃木県警察本部県民相談室 ☎028(627)9110
	女性のための相談(電話相談可)	月曜日～日曜日 午前9時～午後4時 ※月曜日～金曜日は午後8時まで相談可	とちぎ男女共同参画センター 相談ルーム	とちぎ男女共同参画センター ☎028(665)8720
	男性のための相談(電話相談のみ)	月・水曜日 午後5時30分～7時30分		とちぎ男女共同参画センター ☎028(665)8724
テレホン児童相談 (電話相談のみ)	お子さまについての悩み、子ども本人からの相談	毎日 午前9時～午後8時		テレホン児童相談 ☎028(665)7788
児童家庭相談	家庭相談員等が18歳未満のお子さまの様々な相談に応じます。	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	こども家庭センター「ふわり」	こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8922
児童虐待相談 (電話相談のみ)	虐待が疑われるとき、または発見したときはご相談ください。	休日・夜間 毎日24時間		児童相談所 児童虐待緊急相談ダイヤル ☎028(686)3005 ☎189(いちはやく) (通話料無料)

## 市役所グループ編成・事務分担表

課名	グループ名	主な業務内容
総合政策課 ☎(32)8886	企画審議室	主要な施策の総合調整、秘書、儀式、表彰・叙勲、広聴
	政策推進グループ	総合計画、国土強靱化、行政改革、行政評価、広域行政、国土利用計画・土地利用、水資源、ふるさと融資、公共施設マネジメント、統計
	デジタル推進グループ	情報ネットワーク等維持管理、DX推進
	シティプロモーショングループ	地域振興、ふるさと納税、シティプロモーション、移住支援、報道、広報、コミュニティFM
市民協働推進課 ☎(32)8887	協働推進グループ	自治基本条例、市民協働推進、男女共同参画、人権、NPO法人、行政相談
	自治振興交流グループ	自治会、コミュニティ、地縁団体法人認可、国際・国内交流、多文化共生
	市民活動センターしもづら	市民活動支援、活動団体の交流支援、活動団体協働推進、センター管理
総務人事課 ☎(32)6065	総務グループ	後援名義等許可、公益通報、例規管理、文書管理、市歌、市章、非核平和推進、コンプライアンス、内部統制
	人事給与グループ	職員採用、人事評価、職員研修、職員給与、共済、公務災害補償、健康管理、ハラスメント対策
	管財グループ	庁舎施設管理、公用車管理、普通財産管理
財政課 ☎(32)8889	財政グループ	予算計画、予算編成、地方創生臨時交付金、財務統計、地方債、地方交付税、新公会計、基金管理
契約検査課 ☎(32)8890	契約検査グループ	入札執行、契約締結、工事検査、工事監督員の支援
税務課	市民税グループ ☎(32)8891	市県民税(森林環境税含む)、法人市民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、たばこ税の賦課
	資産税グループ ☎(32)8892	固定資産税、都市計画税、軽自動車税の賦課
	収納グループ ☎(32)8893	市税等収納管理、納税相談、滞納整理、税証明書等の交付
安全安心課 ☎(32)8894	消費生活グループ	消費生活、駐輪場、市内公共交通
	危機管理グループ	消防防災、消防防災施設、交通安全、交通安全施設、防犯、防犯施設、災害対策、基地周辺対策、自衛官募集
市民課	保険年金グループ ☎(32)8895	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
	住民記録グループ ☎(32)8896	転入出等の異動届、住民票の写し等の交付、印鑑登録及び印鑑登録証明書の交付、戸籍謄抄本の交付、個人番号(マイナンバー)カードの交付、旅券申請受付交付、中長期在留事務、臨時運行許可証の発行
	戸籍グループ ☎(32)8897	戸籍届出、戸籍の記載・審査・管理
環境課 ☎(32)8898	環境政策グループ	環境美化、公害防止、土砂等埋立、斎場使用料補助金、ゼロカーボン推進補助金(住宅用太陽光発電システム等、電気自動車等)、墓地、揚水関連届出、合併処理浄化槽補助、スズメバチ駆除費補助金
	環境保全グループ	ごみ処理、廃棄物、し尿、畜犬登録・狂犬病予防
社会福祉課	社会福祉グループ ☎(32)8899	民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、保護司会、更生保護女性会
	障がい福祉グループ ☎(32)8900	身体・知的・精神障がい福祉(手帳含む)、各種福祉手当、障がい福祉サービス、地域生活支援、自立支援医療(精神通院医療)、相談支援
	生活保護グループ ☎(32)8901	生活保護、行旅病人及び行旅死亡人、生活困窮者自立支援事業、学習支援事業、住居確保給付金
	医療費助成グループ ☎(32)8902	重度心身障がい者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、妊産婦医療費助成、こども医療費助成、養育医療費給付、自立支援医療(更生医療、育成医療)
	地域共生社会グループ ☎(32)7087	地域共生社会の推進、成年後見制度の利用促進、地域福祉計画、重層的支援体制整備事業
	こぼと園 ☎(44)6783	未就学児の個別療育、グループ療育・言語聴覚士・作業療法士・公認心理師など専門スタッフによる療育指導、相談支援事業
子育て応援課 ☎(32)8903	しもつけっ子応援グループ	児童手当、児童扶養手当、学童保育
	保育グループ	保育園・認定こども園・幼稚園(入退園・運営費・事業費補助等)、病児・病後児保育、一時保育、利用者支援
	児童館	児童館管理運営(南河内児童館、石橋児童館、国分寺駅西児童館、国分寺東児童館、国分寺姿西児童館)、学童保育管理運営
	子育て支援センター	子育てに関する相談・援助・講習、地域の子育て関連情報の提供
	保育園	保育業務全般(グリム保育園、しば保育園)
こども家庭センター「ふわり」	こども家庭支援グループ ☎(32)8921	母子保健と児童福祉双方について統括した支援、関係機関との連携、総合調整、サポートプランの調整
	すこやか親子グループ ☎(32)8921	妊娠期から子育て期にわたる相談、母子健康手帳、妊産婦健診、両親学級、産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診、育児相談、伴走型相談支援(面接、訪問等)、出産・子育て応援給付金、フッ素塗布、思春期保健、妊娠サポート事業
	家庭相談グループ ☎(32)8922	児童家庭相談、児童虐待、母子・父子・寡婦福祉、DV(配偶者からの暴力)

課名		グループ名	主な業務内容
健康増進課 ☎(32)8905		健康づくりグループ	各種がん検診、ヤング健診、歯周疾患検診、特定保健指導、健康教室、健康相談、栄養相談、自殺予防対策、救急医療、AED設置、健康マイレージ、がん患者ウィッグ等購入助成、骨髄移植ドナー支援事業奨励金
		感染症対策グループ	予防接種、感染症対策(新型インフルエンザ等)
高齢福祉課 ☎(32)8904		高齢福祉グループ	高齢者福祉、生きがい活動支援、敬老事業、恩給援護
		介護保険グループ	介護保険事業
		基幹型地域包括支援センター	地域包括支援センター運営、認知症対策、在宅医療・介護連携、生活支援体制整備事業、地域ケア会議、家族介護支援事業、介護予防事業、高齢者虐待、権利擁護
農政課 ☎(32)8906		農業振興グループ	経営所得安定対策、地産地消推進、農業担い手の支援、農業振興地域整備計画、地域計画、農業制度資金、園芸・畜産振興、森林法、鳥獣対策、緑化推進
		農村整備グループ	土地改良、農業農村整備、多面的機能支払交付金、農村公園の管理
商工観光課 ☎(32)8907		商工業グループ	商工業振興、雇用支援、陸砂利採取監視員設置、道の駅しもつけ管理、産業団地整備、企業誘致
		観光グループ	観光振興、観光施設維持管理、下野ブランド
都市政策課 ☎(32)8909		都市計画グループ	都市計画の企画及び調査、都市計画マスタープラン等各種計画
		まちづくり推進グループ	都市核の形成、石橋・小金井駅周辺まちづくりの計画・調整、まちづくり推進、道路整備の計画及び調整、国道及び県道の整備に係る調整
		開発指導グループ	開発許可に伴う企画・調整・許可事務
管理保全課 ☎(32)8908		管理グループ	市道認定、道路台帳の整備、法定外公共物の管理、占用許可、道路工事施工承認、地籍調査、境界確認、駐車場法・景観条例・立地適正化計画・屋外広告物の届出
		保全グループ	道路及び河川の維持管理、災害時における復旧に関すること
		公園緑地グループ	公園及び緑地の維持管理・整備、公園の占用及び行為許可
整備課 ☎(32)8910		整備グループ	(仮称)下野スマートインターチェンジ整備、道路及び橋梁の新設・改築整備、道路整備に係る用地取得及び登記、土地区画整理事業(石橋駅周辺、仁良川地区)に係る工事
		区画整理グループ	土地区画整理事業(石橋駅周辺、仁良川地区)の企画及び調査、仮換地の指定、建物移転計画及び移転補償、使用収益の開始、保留地の管理及び処分、土地区画整理法第76条許可、区画整理に係る証明の交付
		建築住宅グループ	定住・永住促進及び建築物の耐震化等の補助、空き家バンク、市営住宅、建築基準法に関する業務、営繕工事
上下水道局	企業経営課 ☎(32)8911	企業経営グループ	水道料金、水道の開・閉栓、下水道・農業集落排水使用料、資産管理
		給排水グループ	受益者分担金・負担金、給水装置工事・排水設備工事の受付・審査及び検査
	上下水道課 ☎(32)8912	水道グループ	水道水の供給、水道施設の建設・維持、水質の管理・検査、漏水対策・修繕
		下水道グループ	下水道事業整備計画、下水道・農業集落排水施設維持管理
会計課 ☎(32)8913		会計グループ	収入・支出、決算の調整、指定金融機関・収納代理機関、公金管理運用、現金の出納管理
議事課 ☎(32)8914		議事グループ	市議会関係庶務、議事
農業委員会事務局 ☎(32)8915		農業振興グループ	農業委員会庶務、農業経営支援対策、農業情報提供、農業者年金
		農地調整グループ	農地の転用・売買・貸借、農用地基本台帳整備、農地紛争、国有農地の管理
行政委員会事務局 ☎(32)8916		選挙・監査グループ	選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会
教育総務課 ☎(32)8917		教育総務グループ	教育委員会、後援名義等使用承認、表彰、奨学金、教育委員会点検評価、学校適正配置、学校給食運営・施設管理、通学路安全対策
		教育施設整備グループ	教育施設整備、学校財産管理、学校施設維持管理、学校PC管理
		学校給食センター	給食センター管理運営(施設管理、調理配送)
学校教育課 ☎(32)8918		学校教育グループ	児童生徒の就学、児童生徒健康診断、就学援助、災害共済給付制度、スクールアシスタント、学校支援、学校予算管理
		学校管理・指導支援グループ	教職員人事、教職員服務、市学校教育計画、教職員研修、学校訪問、教育研究所運営、子ども未来プロジェクト、小中一貫教育
		小・中・義務教育学校	小・中・義務教育学校公仕業務(祇園小学校、緑小学校、石橋小学校、古山小学校、細谷小学校、石橋北小学校、国分寺小学校、国分寺東小学校、南河内第二中学校、石橋中学校、国分寺中学校、南河内小中学校)
生涯学習文化課 ☎(32)8919		生涯学習推進グループ	社会教育委員、生涯学習の推進(社会教育、家庭教育、成人教育、青少年教育、人権教育)、青少年の健全育成
		生涯学習情報センター	学習・人材情報の提供、ボランティア活動支援
		公民館	講座・教室の開催、公民館施設の管理運営(南河内公民館、南河内東公民館、石橋公民館、国分寺公民館)
		図書館	図書館の管理運営(石橋図書館、南河内図書館、国分寺図書館)
文化振興グループ		文化振興グループ	芸術文化振興、文化協会、文化団体支援、市民文化祭開催、グリムの森・グリムの館管理
		文化財グループ	文化財資料の収集、保存管理、史跡整備等に伴う事前調査、開発行為等に伴う発掘調査、史跡の保存・整備、文化財の保存・活用、資料館管理運営(下野薬師寺歴史館、しもつけ風土記の丘資料館)
文化財課 ☎(32)6105		文化財グループ	文化財資料の収集、保存管理、史跡整備等に伴う事前調査、開発行為等に伴う発掘調査、史跡の保存・整備、文化財の保存・活用、資料館管理運営(下野薬師寺歴史館、しもつけ風土記の丘資料館)
スポーツ振興課 ☎(32)8920		スポーツ振興グループ	生涯スポーツの推進、各種スポーツ指導員等の育成、スポーツ団体の育成
		施設管理グループ	体育施設の整備及び管理運営、備品貸出

## 市内のお医者さん(小山地区医師会)

	医療機関名	所在地	電話番号	主な診療科
①	あんずの森クリニック	仁良川1518-1	(32)6601	内科、消化器科、肝臓内科、内視鏡内科
②	おかべこどもクリニック	緑5-17-12	(40)7300	小児科
③	おだかキッズクリニック	薬師寺2866-1	(39)8987	小児科
④	カナザワ・アレルギー・クリニック	祇園1-25-4	(40)1337	アレルギー科、皮膚科、リウマチ科、内科、小児科
⑤	木村クリニック	祇園1-7-7	(44)8211	内科、婦人科
⑥	グリーンタウンクリニック	祇園2-3-2	(44)8311	内科、腎臓内科(人工透析)、循環器内科、糖尿病・代謝内科
⑦	しもつけクリニック	薬師寺3171-4	(32)6331	内科、消化器内科(肝・胃腸・内視鏡)
⑧	耳鼻咽喉科ふじもとクリニック	祇園1-6-10	(44)3322	耳鼻咽喉科
⑨	すずき内科・循環器科	薬師寺2489-10	(40)1260	内科、循環器科、呼吸器科、消化器科、アレルギー科
⑩	中央クリニック	薬師寺3154	(40)1121	一般婦人科、一般不妊治療、高度生殖医療、男性不妊治療、不妊治療専門カウンセラー
⑪	つるかめ診療所	緑3-18-16	(32)6011	内科(在宅診療)
⑫	南河内診療所	薬師寺2472-15	(47)1070	内科、小児科、リハビリ科、消化器内科、神経内科、皮膚科
⑬	薬師寺運動器クリニック	薬師寺3221-3	(44)6100	整形外科、リハビリ科、リウマチ科
⑭	若草クリニック	緑2-3291-1	(40)0123	糖尿病内科、内分泌内科、脂質代謝内科、内科、アレルギー科、小児科
⑮	石橋総合病院	下古山1-15-4	(53)1134	内科、多発性嚢胞腎外来、糖尿病・内分泌代謝内科、脳神経内科、外科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、骨粗鬆症外来、スポーツ・肩関節外来、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科、形成外科、麻酔科
⑯	大栗内科	石橋811-1	(53)5850	循環器科、内科、呼吸器科、精神科、心療内科
⑰	大柳内科・眼科	文教2-7-14	(51)2400	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、アレルギー科、眼科
⑱	まきた眼科石橋院	下古山88-1	(53)8222	眼科
⑲	かくた呼吸器内科・乳腺クリニック(旧 角田内科医院)	石橋549	(53)5665	呼吸器内科、アレルギー科、内科、乳腺科、消化器内科、外科
⑳	柏木ひふ科	下古山1-1-10	(53)5102	皮膚科
㉑	グリムこどもとアレルギーのクリニック	下古山2-6-17	(51)1515	小児科、アレルギー科、内科
㉒	佐藤内科	石橋839-14	(53)1305	内科、消化器科、小児科、耳鼻咽喉科、アレルギー科、皮膚科
㉓	島田クリニック	石橋238-1	(53)8000	内科、消化器科、循環器科、小児科、整形外科
㉔	そうとめ皮膚科クリニック	石橋803-1	(53)0015	皮膚科、形成外科、小児皮膚科、美容皮膚科
㉕	とちぎっ子発達クリニック	下古山3294-1	(32)6502	小児科・児童精神科外来(発達外来)、リハビリテーション・心理部門、心理検査、心理療法
㉖	都丸整形外科	文教1-11-16	(52)1010	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科
㉗	新島内科クリニック	文教3-10-4	(53)8820	内科、脳神経内科、循環器科
㉘	早田耳鼻咽喉科	文教1-19-6	(53)8733	耳鼻咽喉科
㉙	ふじたクリニック	大光寺1-11-10	(51)2727	内科、外科、消化器科、肛門科、小児科
㉚	藤原整形外科	下古山3378-1	(52)0755	整形外科
㉛	海老原医院	小金井5-26-10	(44)0163	内科、消化器内科、胃腸内科、小児科、呼吸器内科、アレルギー科、皮膚科
㉜	岡田医院	小金井2976	(44)0021	内科、小児科、循環器科
㉝	小山富士見台病院	柴1123	(44)0200	精神科、心療内科、神経科、内科
㉞	回生眼科	医大前4-8-1	(44)1166	眼科・漢方内科
㉟	小金井中央病院	小金井2-4-3	(44)7000	外科、消化器外科、内視鏡外科、大腸・肛門外科、乳腺外科、内科、消化器内科(内視鏡)、腎臓内科(人工透析)、血液内科、循環器内科、呼吸器内科、内分泌・代謝内科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、放射線科、救急科、リハビリテーション科
㊱	国分寺さくらクリニック	小金井777-1	(40)0203	耳鼻咽喉科、内科、リウマチ科・アレルギー科、循環器内科、睡眠時無呼吸症外来(SAS)
㊲	せいいかいメディカルクリニック OYAMA(旧ことうだ腎クリニック)	駅東5-13-16	(44)8345	内科、外科、透析
㊳	自治医大ステーション・ブレインクリニック	医大前3-2-2 3階	(37)8721	脳神経内科

※34ページに地図を掲載しています。

	医療機関名	所在地	電話番号	主な診療科
39	しもつけ痛みのクリニック	柴871-7	(40)0307	麻酔科、内科
40	たかはし眼科クリニック	小金井1-34-6	(44)8822	眼科
41	ちば整形外科クリニック	烏ヶ森1-4	(40)0811	整形外科、リウマチ科、リハビリ科
42	にじいろこども診療所	小金井4-1-1	(44)7716	小児科、アレルギー科
43	宮澤クリニック(2024年8月再開予定)	柴291-2	(44)3309	内科、消化器内科
44	めぐみ乳腺クリニック	小金井2609	(40)0088	乳腺科、内科、外科
45	山本整形外科医院	駅東6-1-22	(44)6820	整形外科、リハビリ科、リウマチ科
46	和田マタニティクリニック	小金井1-30-6	(40)5503	産科、婦人科
47	れもん在宅クリニック	祇園1-13-2	(39)8732	内科(在宅診療)

## 市内の歯医者さん(小山歯科医師会)

	医療機関名	所在地	電話番号
48	岩井歯科クリニック	緑1-9-1	(40)1177
49	海老原歯科医院	祇園5-7-3	(44)8148
50	野口歯科クリニック	薬師寺3383	(44)8880
51	山本歯科医院	薬師寺1516-4	(48)0058
52	伊沢歯科医院	下古山1-12-2	(53)0235
53	金田歯科医院	下古山16-19	(53)7475
54	さくら歯科医院	下古山2-1-6	(52)2522
55	とまるデンタルクリニック	下古山字新田上3300-18	(38)8246
56	とみざわ歯科	文教3-8-8	(39)6308
57	豊田歯科医院	大松山1-4-1	(53)0307
58	どい歯科口腔外科クリニック	石橋571-1	(32)6121
59	原田歯科医院	石橋362	(53)0033
60	山崎歯科医院	石橋284-21	(53)0275
61	おがわら歯科医院	柴1419-10	(40)5525
62	おさの歯科医院	医大前4-9-4	(44)6188
63	五月女歯科医院	駅東5-12-15	(44)8241
64	ハラダ歯科医院	小金井1-5-4	(44)4182
65	増山デンタルクリニック	小金井4-5-2	(40)8204
66	山中歯科医院	小金井2966	(44)0401
67	ゆきこ歯科	駅東7-12-11	(44)6480
68	さいとう歯科口腔外科クリニック	緑2-3290-5	(38)8290
69	バンビキッズデンタル	駅東1-10-15 M village 2階	(21)5518

## 夜間・休日の急な病気(軽症)やけがのとき

事前に必ず電話してから、受診してください。

### 夜間休日急患診療所(内科・小児科)

#### ■診療日時

平日・土曜日 午後7時～10時

日曜・祝日・振替休日・年末年始(12/31～1/3)

午前10時～正午、午後1時～5時、午後6時～9時

#### ■所在地・電話番号

小山市神鳥谷2251-7 ☎(39)8880

(小山市健康医療介護総合支援センター内)

### 休日急患歯科診療所

#### ■診療日時

日曜・祝日・振替休日・年末年始(12/31～1/3)

午前10時～正午、午後1時～4時

#### ■所在地・電話番号

小山市神鳥谷2251-7 ☎(39)8881

(小山市健康医療介護総合支援センター内)

# 病院・歯科医院 マップ

◎地図中の番号は、32・33 ページの表に対応しています。



## ひがし あすか 東の飛鳥

下野市は、東日本における古墳時代から飛鳥・奈良・平安時代の移り変わりを表す重要な遺跡や文化財が集中する歴史的特性を持っています。この特性を、我が国の歴史創造の舞台となった奈良県飛鳥地方と共通していることにちなんで「東の飛鳥」と名付けました。今も昔も豊かな自然と穏やかな気候に恵まれた、くらしにウツツケなまちです。



# 便利な電話帳

※市外局番(0285)

区分	施設名	所在地	電話番号
市役所	本庁舎(代表)	笹原26	(32) 8888
公民館	南河内公民館	田中681-1	(48) 2393
	南河内東公民館	本吉田783	(48) 5511
	石橋公民館	石橋629-1	(52) 1157
	国分寺公民館	小金井1127	(40) 5563
図書館	南河内図書館	田中681-1	(48) 2395
	石橋図書館	大松山1-7-3	(52) 1136
	国分寺図書館	駅東3-1-19	(44) 3399
生涯学習情報センター		田中681-1	(32) 6122
市民活動センターしもぶら		緑3-5-1	(32) 7290
スポーツ施設	スポーツ交流館	大松山1-7-1	(52) 1124
	大松山運動公園陸上競技場		(52) 0620
	国分寺B&G海洋センター	小金井277-2	(44) 5131
	南河内体育センター	仁良川1141	(48) 2392
保健福祉センターきらら館		下古山1220	(52) 3711
保健福祉センターゆうゆう館		小金井789	(43) 1231
ふれあい館		三王山698-5	(47) 1126
消費生活センター		笹原26	(44) 4883
農業公社		笹原26	(32) 8951
コミュニティセンター	コミュニティセンター友愛館	柴1019-1	(40) 8111
	グリーンタウンコミュニティセンター	緑3-5-4	(44) 6301
	薬師寺コミュニティセンター	薬師寺1387-25	(48) 5522
	東方台地コミュニティセンター	駅東7-4	(44) 2604
	国分寺中央コミュニティセンター	小金井5-22-1	(44) 0786
市民農園(市農業公社)		薬師寺2850-1	(32) 8951
農村環境改善センター		下長田146	(52) 1184
グリムの館		下古山747	(52) 1180
地域活動支援センターゆうがお		石橋950-2	(53) 4621
障がい児者相談支援センター		笹原26	(37) 9970
成年後見サポートセンター		小金井789	(43) 1236
地域包括支援センターみなみかわち		仁良川1651-1	(48) 1177
地域包括支援センターいしばし		下古山1174	(51) 0633
地域包括支援センターこくぶんじ		小金井789	(43) 1229
蔓巻公園管理事務所		箕輪420-2	(40) 8428
三王山ふれあい公園管理事務所		三王山700-1	(38) 7150
駐輪場	小金井駅東自転車駐車場	駅東3-4-17	(44) 9966
	自治医大駅東自転車駐車場	医大前4-4-1	(44) 7058
	石橋駅自転車駐車場	石橋214-8	(52) 1171
下野薬師寺歴史館		薬師寺1636	(47) 3121
しもつけ風土記の丘資料館		国分寺993	(44) 5049
警察	下野警察署	下古山2451-41	(52) 0110
	石橋駅前交番	石橋240	(53) 7374
	祇園交番	祇園2-1-1	(44) 7867
	本吉田駐在所	本吉田783-1	(48) 5040
	川中子駐在所	川中子2427	(44) 0908
消防	小金井交番	駅東7-1-22	(44) 0045
	石橋地区消防組合消防本部	下石橋246-1	(53) 0509
	石橋消防署	下石橋246-1	(53) 6169
清掃施設	クリーンパーク茂原	宇都宮市茂原町777-1	028(654)0018
	南部清掃センター	野木町南赤塚1513-2	0280(33)3310
	中央清掃センター	小山市塩沢576-15	(24) 3194
	リサイクルセンター	下坪山1632	(39) 8844
斎場	小山聖苑	小山市外城717-1	(22) 1175
社会福祉協議会		小金井789	(43) 1236
シルバー人材センター		薬師寺1949	(47) 1124

区分	施設名	所在地	電話番号
学校教育施設	祇園小学校	祇園2-21-3	(44) 5002
	緑小学校	緑3-16-1	(40) 6601
	石橋小学校	花の木1-4	(52) 1131
	古山小学校	下古山3-1-9	(52) 1132
	細谷小学校	細谷693	(52) 1133
	石橋北小学校	上古山1932	(52) 1134
	国分寺小学校	小金井4-2-3	(44) 0004
	国分寺東小学校	柴897-1	(44) 3161
	南河内第二中学校	祇園4-16-3	(40) 6030
	石橋中学校	石橋1130	(52) 1130
	国分寺中学校	小金井4-1-8	(44) 0050
	南河内小中学校	薬師寺986	(48) 0010
	栃木県立石橋高等学校	石橋845	(53) 2517
	栃木県立国分寺特別支援学校	柴6-2	(44) 5121
自治医科大学	薬師寺3311-1	(44) 2111	
教育支援センター(スマイル教室)		花の木2-2-25	(52) 2116
学校教育サポートセンター		花の木2-2-25	(52) 1140
国分寺学校給食センター		小金井1210-19	(43) 1577
児童館	南河内児童館	緑3-5-4	(44) 8420
	国分寺東児童館	駅東7-4	(44) 2604
	国分寺駅西児童館	小金井5-22-1	(44) 0786
	国分寺姿西児童館	国分寺1599-2	(44) 9318
	石橋児童館	石橋629-1	(52) 1129
ファミリー・サポート・センター		緑3-5-4	(40) 5963
子育て支援センターつくし		小金井789	(43) 1233
子育て支援センターゆりかご		薬師寺1584-6	(48) 5530
子育て支援センターみるく		下古山3025-1	(39) 6305
保育所	グリム保育園	下長田69	(52) 1127
	しば保育園	駅東6-10-3	(44) 2788
	わかかさ保育園	薬師寺3151-2	(58) 7438
	あおば保育園	薬師寺1584-6	(48) 5530
	わかば保育園	下古山3025-1	(39) 6305
	こがねい保育園	小金井1249-1	(44) 3377
	吉田保育園	本吉田783-1	(48) 5054
小規模保育園 にこここ保育園		上大領313-40	(37) 6942
認定こども園	第二薬師寺幼稚園	祇園4-6-3	(44) 9988
	野ばら幼稚園	中大領386-1	(53) 5508
	愛泉幼稚園	小金井4-12-8	(44) 7783
	第二愛泉幼稚園	柴1403-12	(44) 2838
	むつみこども園	柴769-17	(44) 0405
	薬師寺幼稚園(本園)	薬師寺1584-2	(48) 0132
	薬師寺幼稚園(分園)	下古山3-12-28	(38) 8418
認定みらいこども園	緑2-3292-1	(38) 6123	
幼稚園	石橋幼稚園	石橋535	(53) 0218
こども発達支援センターこぼと園		下古山1220	(44) 6783
こども通園センターけやき		駅東3-1-19	(40) 0909
商工会	下野市商工会(本所)	柴897-10	(44) 0202
	下野市商工会(南河内支所)	薬師寺1515	(48) 0059
	石橋商工会	石橋790-17	(53) 0463
農協	宇都宮農業協同組合 南河内支所	田中579-1	(48) 2211
	小山農業協同組合 下野支店	笹原135-1	(44) 1115
道の駅しもつけ		薬師寺3720-1	(38) 6631
ゆうがおパーク		中大領687	(38) 6390
観光協会		小金井3009-12	(39) 6900
FMゆうがお		祇園1-17	(37) 8790